

製品安全行政を巡る動向

令和6年3月18日

産業保安グループ製品安全課

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題

2. リコールの動向

3. 製品安全関連法の執行状況等

4. インターネット取引における製品安全

5. 高齢者の製品事故対策

誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度

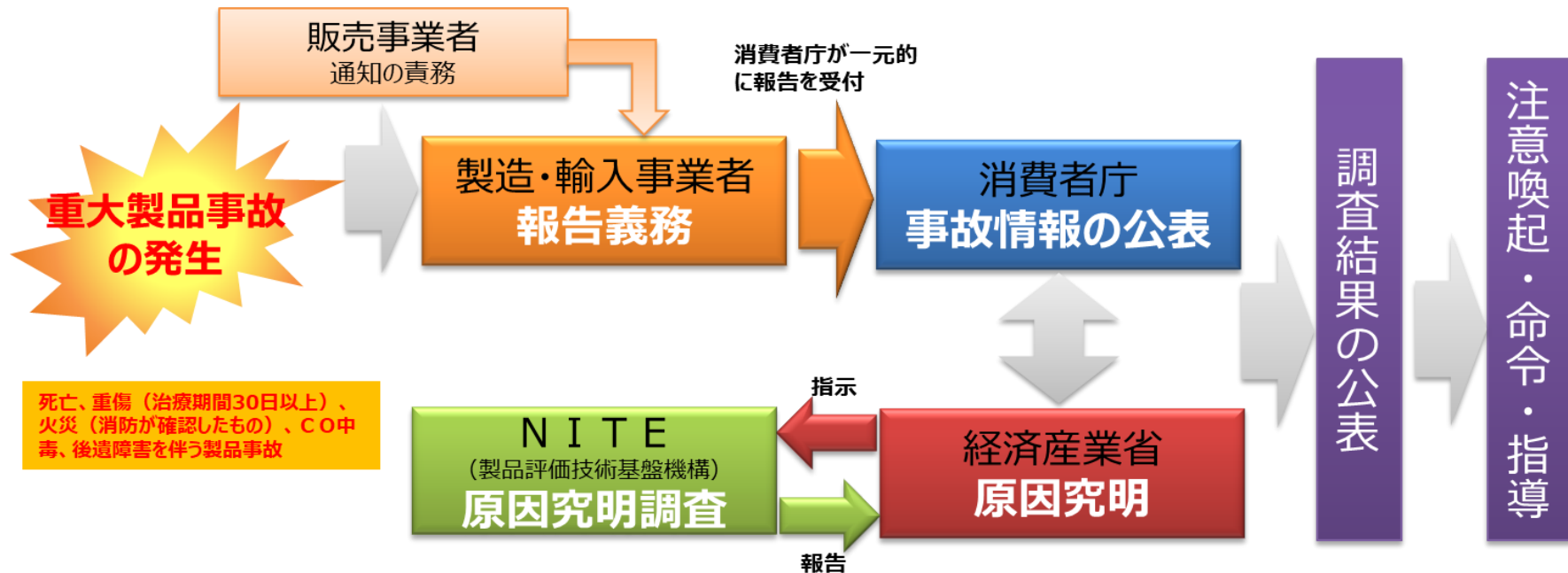
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育

7. 製品安全における国際連携・協力

8. 製品安全に関する手続の電子化

重大製品事故報告・公表制度（消安法の制度）

- 製造・輸入事業者は、重大製品事故の発生を認知してから10日以内に消費者庁に報告することが義務付けられている。（消安法第35条）
- 販売事業者等が認知した場合には、製造・輸入事業者に通知する義務がある。（消安法第34条第2項）
- 消費者庁は当該事故情報を迅速に公表。経済産業省は、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に対して原因究明調査を指示。（消安法第36条）
- 調査結果は改めて公表し、注意喚起や命令・指導を行うことによって、再発防止を図る。
- 過去の教訓を踏まえ、2006年の法改正で導入された制度で、事故の再発防止のため極めて重要な制度。



※2009年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が主に担当。

2023年の重大製品事故受付件数

- 2023年（1月～12月）に受け付けた重大製品事故件数は、**合計1,186件**。
- うち死亡事故は47件。

	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
燃烧器具	18	(17)	5	(1)	121	0	0	144(12.1%)
ガス製品	6	(5)	4	(0)	67	0	0	77(6.5%)
石油製品	12	(12)	1	(1)	54	0	0	67(5.6%)
電気製品	11	(7)	20	(3)	816	2	0	849(71.6%)
その他製品	18	(0)	132	(1)	43	0	0	193(16.3%)
合 計	47 (4.0%)	(24)	157 (13.2%)	(5)	980 (82.6%)	2 (0.2%)	0 (0%)	1,186 (100%)

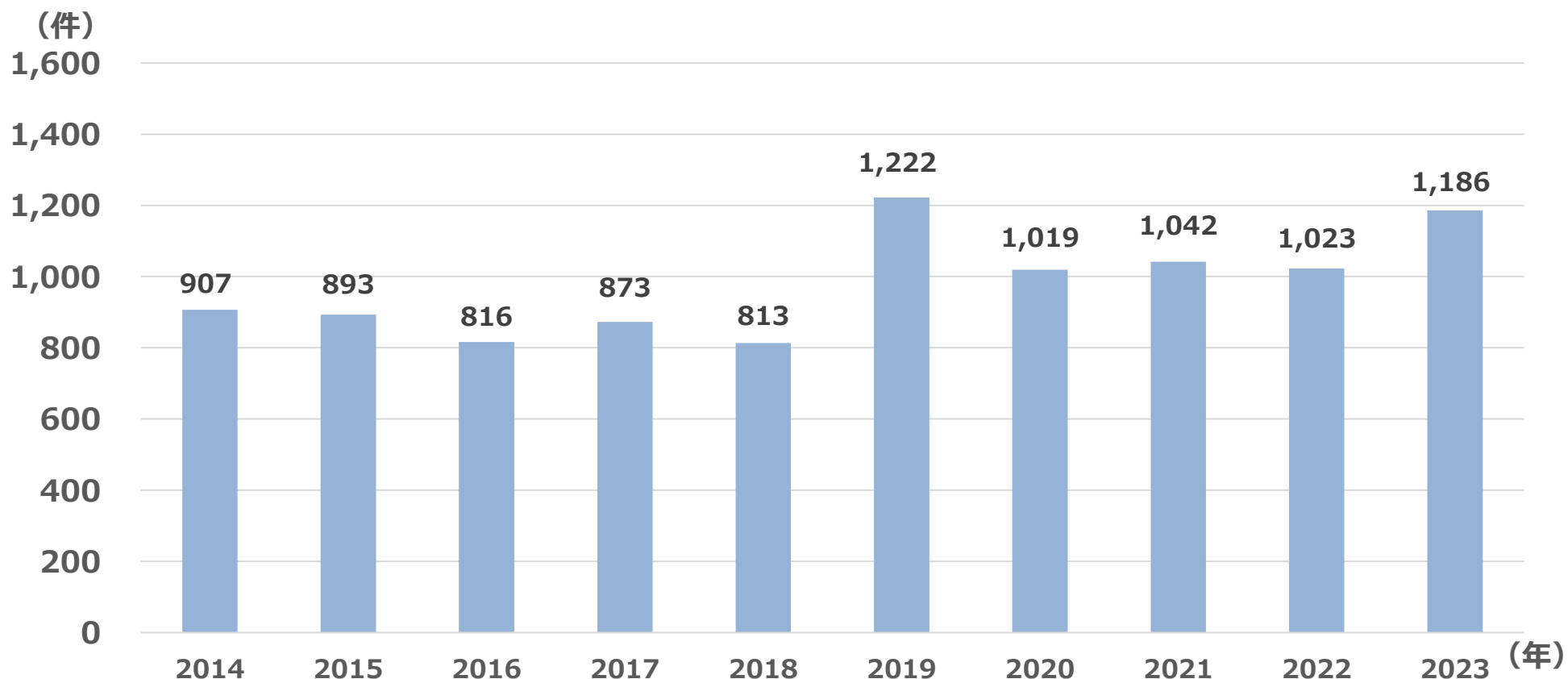
出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計

- （注）被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、
- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」（24件）、「火災」かつ「重傷」（5件）の件数を差し引いている。火災事故として報告された件数は1,009件となる。
 - ・死亡者のほかに重傷者も発生した事故（1件）は、「死亡」として計上している。重傷事故として報告された件数は158件となる。
- （注）2023年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

重大製品事故件数の推移

※暦年（1月～12月）別重大製品事故報告の受付件数ベース

- 2023年の重大製品事故受付件数は**1,186件**となり、リチウム電池内蔵充電器（モバイルバッテリー）を含む**電気製品が849件**（前年比155件増加）となっており、全体で見ても**前年比163件の増加**。
- 直近5年間では、2019年が最多件数（リコールが発生した**自転車の事故**が多数発生しており、自転車製品全般の事故は事故全体の1,222件のうち、およそ3割を占めた）



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に
経済産業省製品安全課で集計

（注）消費者庁が事業者から重大製品事故報告を受理した日で計上

【重大製品事故注意喚起プレスリリースの例①】

自然災害時の発電機などの利用による死亡事故への対応状況について

- 自然災害の発生時には、災害そのものによる被害だけでなく、**避難や復旧の過程での製品事故**によって被害に遭うケースがあることから、その**リスクを正しく認識**してもらうための**注意喚起・周知**を実施。
- **携帯発電機からの排ガスによる死亡事故**や、**停電復旧後の通電火災**（電熱器具が可燃物に接触し発火する事故等）が発生しており、消費者庁、NITE等と連携して積極的な広報を展開。

【事故事例】

(1)携帯発電機使用による**一酸化炭素中毒**事故

事故発生年月 2018年9月（北海道、50代・男性、死亡）
一酸化炭素中毒により1名が死亡し、現場に家庭用の携帯発電機があった。

(2)携帯発電機使用による**一酸化炭素中毒**事故

事故発生年月 2020年9月（鹿児島県、1名死亡、2名重症）
一酸化炭素中毒で1名が死亡、2名が重症を負い、現場に家庭用の携帯発電機があった。

(3)携帯発電機使用による**一酸化炭素中毒**事故

事故発生年月 2021年8月（福井県、1名死亡）
車両内で携帯型の発電機を使用後、一酸化炭素中毒で1名が死亡。

(4)**通電火災**の事故

事故発生年月 2020年5月（東京都、拡大被害）
停電復旧後に電気ストーブ及び周辺を焼損する火災が発生。

停電時の発電機によるCO中毒や、復旧後の通電火災に注意！

災害をきっかけにした製品事故を防ぎましょう

2023年8月29日 同時発表：消費者庁、（独）製品評価技術基盤機構

▶ 安全・安心

9月1日は防災の日。台風等による停電の際に使用される携帯発電機において、不十分な換気により一酸化炭素中毒となる事故が毎年発生しています。さらに、停電復旧後の通電に伴う火災にも注意が必要です。改めて事故を防ぐための対策をお願いします。

自然災害が発生したとき、災害そのものによる被害だけでなく、災害をきっかけに製品事故が発生することがあります。災害による停電が長期化する場合の非常電源として携帯発電機をお持ちのご家庭が増えています。しかし、携帯発電機の排ガスには毒性の強い一酸化炭素（CO）が含まれており、屋内や風通しの悪い場所での使用による死亡事故も報告されています。

さらに、停電復旧後の通電により、電熱器具が周囲の可燃物に接触していたことによる発火や、家電製品の水没や部品の破損によりショートして発火するなどの製品事故も発生しています。
以下の注意点に従って、安全に使用しましょう。



【2023年8月29日プレスリリース取上げ状況】

- テレビ報道、webニュース、新聞合わせて**96件**で取り上げられた。
- また、東京都、山形県、岩手県、長崎県などの多数の自治体で取り上げられた。

【重大製品事故注意喚起プレスリリースの例②】

除雪機による死亡事故への対応状況について

- 2013～2022年度までの直近10年間で除雪機による死傷事故は38件発生。この38件の事故のうち死亡事故は25件、このうち21件（約8割）は安全機能を無効化したり足を滑らせて転倒したりするなど、使用者による誤使用や不注意が原因で発生。こうした状況を踏まえ、プレスリリースによる注意喚起を実施。
- 2023年冬季には、消費者庁、NITE等と連携して、積極的な広報を展開。寒波の到来前などに、X（旧Twitter）によるタイムリーな注意喚起を実施。

【事事故事例】

(1)除雪機の下敷きになった事故

事故発生年月 2021年1月（広島県、80代・男性、死亡）
使用中の除雪機の下敷きになり、病院に搬送後、死亡。

(2)回転部に巻き込まれた事故

事故発生年月 2021年1月（新潟県、9歳・男児、死亡）
除雪機の回転部に巻き込まれ、死亡。

(3)詰まった雪を取り除こうとしてけがを負った事故

事故発生年月 2022年12月（秋田県、50代・女性、重傷）
除雪機に詰まった雪を取り除く際に左手を負傷。

(4)一酸化炭素中毒事故

事故発生年月 2023年1月（北海道、80代・男性、死亡）
物置でエンジンを掛けたままにして、一酸化炭素中毒で死亡。



出典：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「ちょっとだけなら…」が命取り

ここ3年で急増「除雪機の事故」を防ぐためのポイント

2023年12月22日 同時発表：消費者庁、（独）製品評価技術基盤機構

▶ 安全・安心

大雪の際に強い味方となる除雪機ですが、誤った使い方をすると命を落とす危険もあります。1月から2月の雪のピークを迎える前に、除雪機を安全に使うためのポイントをお知らせします。

概要

2013年度から2022年度までの10年間にNITE（（独）製品評価技術基盤機構）に通知された製品事故情報※1では、除雪機による死傷事故は38件ありました。このうち21件が2020年度から2022年度までの3年間に発生したもので、特に降雪量が多い地域で事故発生件数が多くなっています。また、除雪機の事故38件のうち25件が死亡事故となっており、その多く（25件中21件）が、使用者の誤使用・不注意によるものです。



進行方向の死角から子どもがソリで滑ってくる様子（イメージ）

【2023年12月22日プレスリリース取上げ状況】

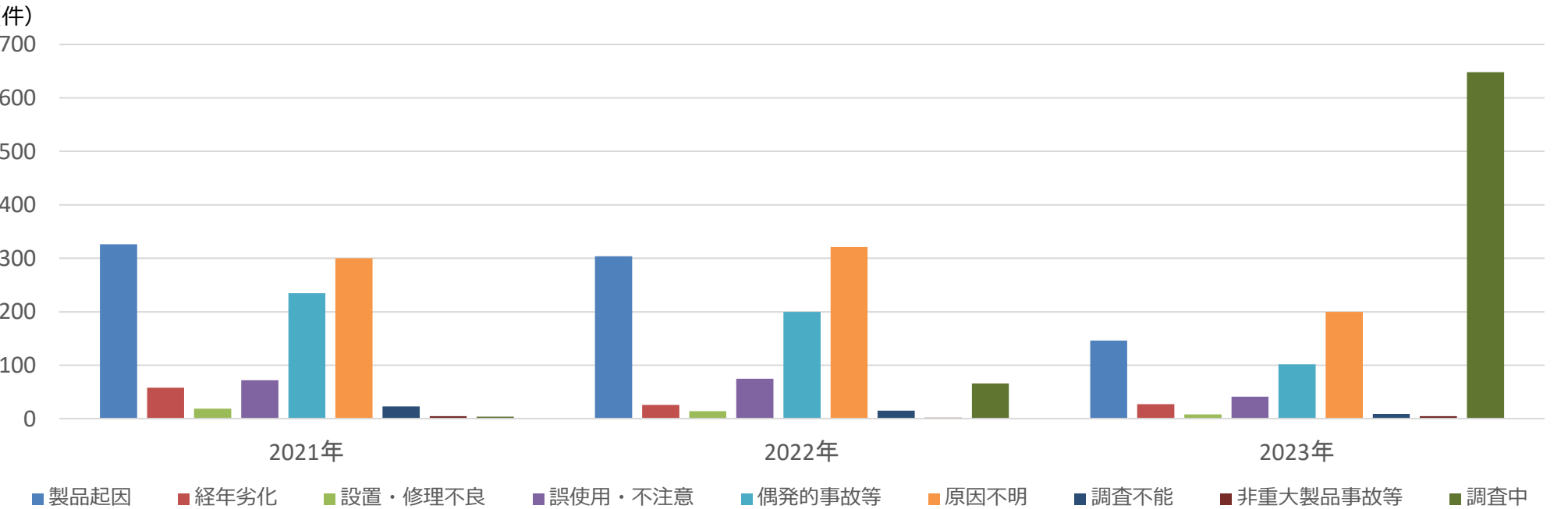
- ❑ テレビ報道、webニュース、新聞合わせて**170件**で取り上げられた。
- ❑ また、北海道、新潟県、山形県、石川県などの多数の自治体HPで掲載された。

重大製品事故の原因分析について

● 調査が概ね終了している2021年及び2022年の製品起因による事故は約3割。必要に応じて事業者へリコール等の対応を促している。

重大製品事故の原因分析と経年変化 2023年12月末時点の調査結果

受付年	製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不注意	偶発的事故等	原因不明	調査不能	非重大製品事故等	調査中	合計
2021年	326件	58件	19件	72件	235件	300件	23件	5件	4件	1,042件
	31.3%	5.6%	1.8%	6.9%	22.6%	28.8%	2.2%	0.5%	0.4%	100.0%
2022年	304件	26件	14件	75件	200件	321件	15件	2件	66件	1,023件
	29.7%	2.5%	1.4%	7.3%	19.6%	31.4%	1.5%	0.2%	6.5%	100.0%
2023年	146件	27件	8件	41件	102件	200件	9件	5件	648件	1,186件
	12.3%	2.3%	0.7%	3.5%	8.6%	16.9%	0.8%	0.4%	54.6%	100.0%



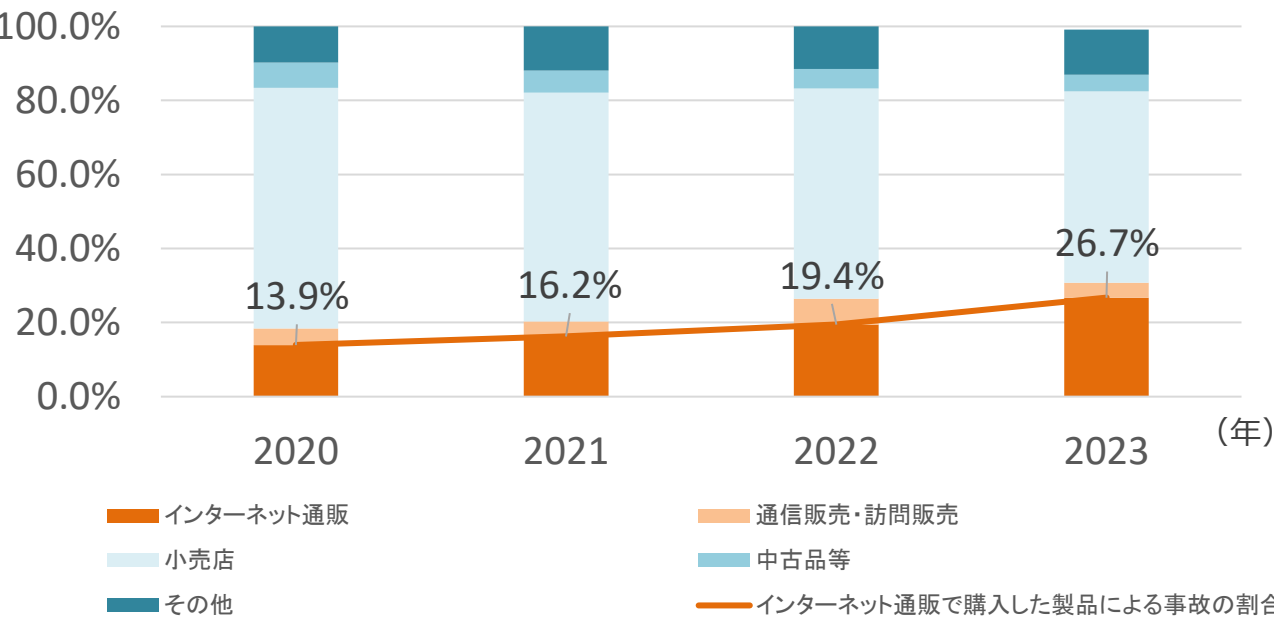
出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計
（注）「偶発的事故等」とは、製品に起因しないか（ただし誤使用と言い切れない）、又は 使用者の感受性に関係すると考えられるものをいう。
（注）2023年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

重大製品事故が起きた製品の入手先

- 重大製品事故に占める、インターネット通販で購入した製品による事故の割合は増加傾向。

重大製品事故の製品入手経路

※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類したもの（製品の入手先不明の事故については除外）。



2021年～2023年でみると、346件。
このうち上位8品目で188件
(54.3%) を占めている。

- 45件 リチウム電池内蔵充電器
(モバイルバッテリー)
- 28件 二次電池
- 23件 ポータブル電源
- 22件 電気掃除機
- 20件 ガストーチ
- 18件 電気ストーブ
- 16件 照明器具
- 16件 電動アシスト自転車

	2020年	2021年	2022年	2023年
インターネット通販	78	76	103	167
通信販売・訪問販売	25	19	37	25
小売店	364	289	301	332
中古品等	38	28	28	27
その他	55	56	61	74
不明	459	574	493	561
計	1,019	1,042	1,023	1,186

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計
(注) 各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したもの。

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

2023年に開始されたリコール件数

- 2023年に開始されたリコールは81件。そのうち、重大製品事故契機が24件、重大製品事故契機以外のは57件であった。

リコール開始件数

※2024年 2月26日時点のリコール開始件数

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
重大製品事故契機	16	15	20	26	24
重大製品事故契機以外	66	75	78	77	57
計	82	90	98	103	81

2023年に開始された重大製品事故契機のリコール（23件）

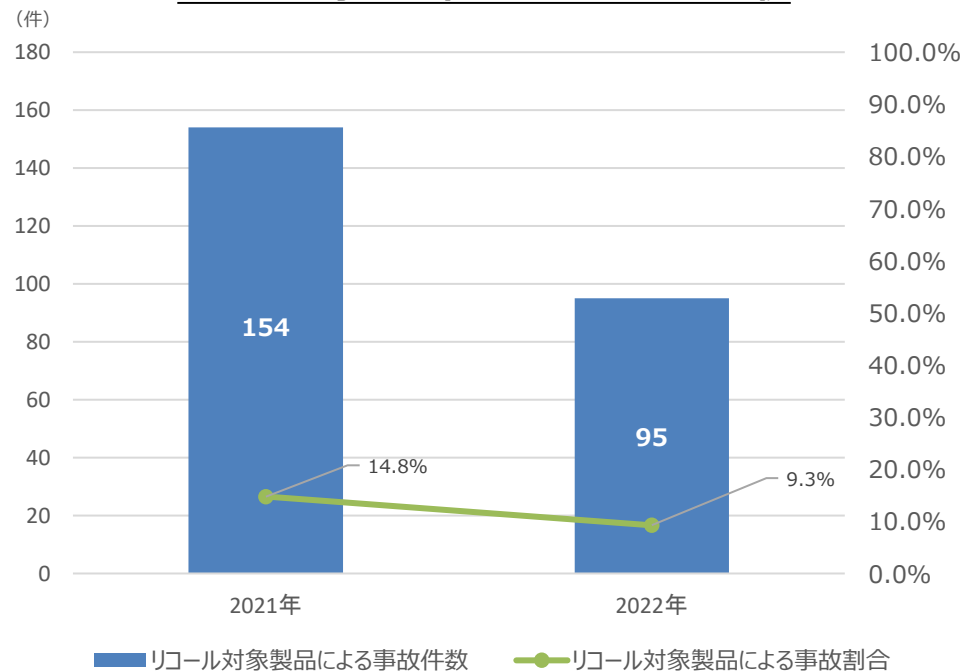
① 2月7日 自転車【株式会社ワイ・インターナショナル】	⑬ 7月24日 食器（コップ、ガラス製）【株式会社パル】
② 2月8日 電気シェーバー【竜与貿易株式会社】	⑭ 8月22日 電気掃除機（自走式）【アンカー・ジャパン株式会社】
③ 2月13日 照明器具（投光器、充電式）【株式会社畑屋製作所】	⑮ 9月1日 充電器【本田技研工業株式会社】
④ 2月13日 折りたたみ自転車【ハイパーホリック合同会社】	⑯ 9月8日 サーキュレーター【株式会社良品計画】
⑤ 2月13日 折りたたみ自転車【株式会社テック・ワン】	⑰ 9月12日 リチウム電池内蔵充電器【レノボ・ジャパン合同会社】
⑥ 2月20日 自転車【株式会社あさひ】	⑱ 10月11日 リチウム電池内蔵充電器【ゼンデュア・ジャパン株式会社】
⑦ 3月1日 電動立ち乗り二輪車【日本タイガー電器株式会社】	⑲ 10月16日 バッテリー（リチウムイオン、電動リール用） 【株式会社シマノ】
⑧ 4月20日 除湿乾燥機【パナソニック株式会社】	⑳ 10月16日 携帯型電気冷蔵庫（充電式） 【アンカー・ジャパン株式会社】
⑨ 4月24日 電気ストーブ（パネルヒーター） 【有限会社イーグルジャパン】	㉑ 10月20日 ポータブル電源（リチウムイオン） 【EcoFlow Technology Japan株式会社】
⑩ 4月28日 携帯型電気冷温庫【株式会社オーム電機】	㉒ 11月13日 照明器具（卓上型、充電式）【株式会社オーム電機】
⑪ 5月9日 ガストーチ【グローリー株式会社】	㉓ 12月15日 ラミネーター【株式会社アスカ】
⑫ 6月15日 リチウム電池内蔵充電器【ティ・アール・エイ株式会社】	

出典：製品安全課において把握した企業によるリコールに関する情報に基づき製品安全課にて作成
（注）2024年 2月26日時点で事業者から報告を受けた情報であり、今後の報告の状況により件数及び内容に変更が生じる可能性がある。
（注）「2023年に開始された重大製品事故契機のリコール」は、2024年 2月26日時点で継続中のリコールのみを記載している。

リコール対象製品による重大製品事故の発生状況分析

- リコール対象製品による重大製品事故は重大製品事故全体の約10%（2022年）を占める。
- リコール未対策品による重大製品事故が発生した場合は、経済産業省と消費者庁が当該重大製品事故を公表する際に、共同でリコールに関する特記事項を掲載して注意喚起を実施。

リコール対象製品による重大製品事故発生件数及び
重大製品事故全体に占める割合の推移



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された
重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計
※NITEによる事故調査の結果、リコール対象製品と判明したものを計上
※各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したもの。

リコールに関する特記事項公表（消費生活用製品の重大
製品事故に係る公表について（2023年12月26日））

6. 特記事項
(1) アンカー・ジャパン株式会社が輸入した電気掃除機（自走式）について
(管理番号：A202300823)
① 事故事象について
アンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入した電気掃除機（自走式）を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。
② 当該製品のリコール（回収・交換）について
同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、バッテリーの不具合により、発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2023年（令和5年）8月22日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。
なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202300823）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、型番、販売期間、対象台数			
商品名	型番	販売期間	対象台数
Eufy RoboVac 15C（ブラック）	T2120	2023年4月1日 ～ 2023年8月21日	9,588
Eufy RoboVac G30	T2250		
Eufy RoboVac G30 Hybrid	T2253		
Eufy Clean G40 Hybrid	T2256		
Eufy Clean G40+	T2272		
Eufy Clean G40 Hybrid+	T2273		
Eufy RoboVac X8 Hybrid	T2261		
Eufy Clean X9 Pro with Auto-Clean Station	T2320		
Eufy RoboVac 交換用バッテリー （X8 / X9 Pro 以外）	T2908		
Eufy Clean 交換用バッテリー （X9 Pro 用）	T2908		
Eufy RoboVac 交換用バッテリー （X8 シリーズ用）	T2937		
（対象拡大）	（対象拡大）	（対象拡大分）	（対象拡大分）
Eufy RoboVac 15C（ホワイト） （販売期間ならびに対象シリアル ナンバーの追加）	T2120	2023年4月1日 ～ 2023年10月15日	2,137
Eufy RoboVac G30（対象にホワイト を追加）	T2250		
			合計：11,725

2023年（令和5年）8月22日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：67.1%（2023年12月25日時点）

効果的・効率的なリコール対応の在り方について①

- 2023年度は、翌年度以降の効果的・効率的なリコール対応の在り方の検討のために、リコールの実施策の効果検証、残存率算出モデルの作成、リコールハンドブックの周知、海外リコールの調査等を実施。
- 調査結果等に基づき、有識者（業界団体や学識経験者等）において、効果的・効率的なリコール対応について議論。

調査の実施内容の詳細

1. リコール実施策の効果検証

- (1) 各リコール実施策がリコール回収率に対してどの程度効果があるのか検証することを目的とし、消費者に対して1万人規模のアンケートを実施。【次項参照】
- (2) 同様の目的から、リコール実施経験のある企業に対してヒアリングを実施。
- (3) アンケート及びヒアリング結果に基づき、効果的・効率的なリコール対応について議論し、成果をまとめる予定。

2. 残存率算出方法の検討（統計調査）

- (1) 残存率の算出を行っている業界団体に対して具体的な方法についてヒアリングを実施。
- (2) 過去にリコールが実施された消費生活用製品10品程度（自転車、ベビーカー、モバイルバッテリー等）の使用年数について消費者アンケートを実施。
- (3) 得られたデータに基づき残存率曲線を作成し、次年度以降更に精査していくこととした。

3. リコールハンドブック2022の周知広報・セミナー開催

- (1) 2022年度事業において策定したリコールハンドブック2022の概要版を日本語、英語、中国語の各言語で新規に作成し幅広く周知啓発を実施。
- (2) 事業者や消費者に対して、製品安全への意識を高めるため製品安全セミナーを2回開催し、リコールの現状とリコールの際に実施すべき取組について周知し、協力を呼びかけ。セミナーの1回目では120人、2回目では384人が参加。

4. 海外のリコール対応にかかる調査

- (1) 英国におけるPRISM（製品安全リスクアセスメント手法）について文献調査を実施。
- (2) PRISMの目的・運用状況・成果・課題や、EUのRAPEX※との相違等についてOPSS（製品安全基準局）に対してヒアリングし、英国での行政によるリコール案件の管理の在り方等を確認。
- (3) 得られた情報をリコール対応に向けたガイドラインに反映。

(※) 欧州共同体緊急情報システム。食品・医薬品・医療機器以外の製品が消費者に危険を及ぼす情報を提供・共有するシステム。

効果的・効率的なリコール対応の在り方について②（消費者アンケート結果）

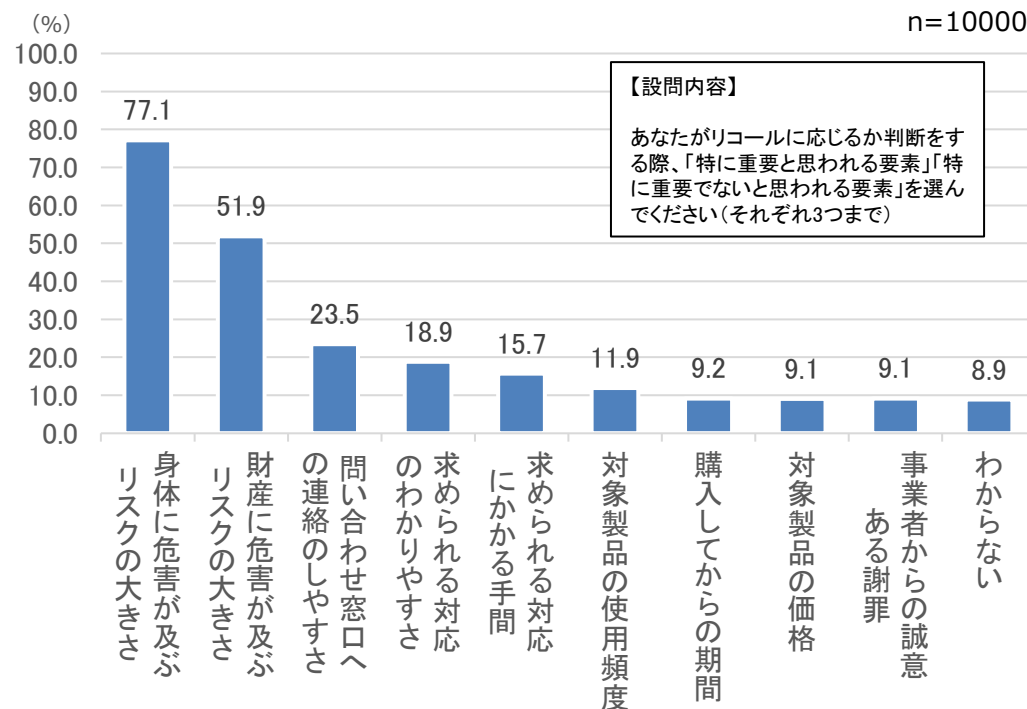
- **リコール実施策の効果**を検証するため、消費者1万人へのアンケートを実施。調査結果から、以下のような示唆も得られているところ。
 - ① 消費者がリコールに応じるかを判断する際に「**特に重視する事項**」としては、**身体・財産への危害が及ぶリスクの大きさ**を挙げる人が多い。また、製品の価格や購入してからの期間よりも「**問い合わせ窓口への連絡のしやすさ**」等の項目の方が重視される傾向。
 - ② リコール実施企業への「**信頼度が上がる・やや上がる**」と答えた人の割合は、**調査対象全体では約36%**であるのに対し、**リコール経験のある消費者では約56%**であり、**リコールを経験することにより、消費者の企業への信頼度は上昇**する傾向。

リコールに応ずるか判断する際に特に重視する事項

n=10000

【設問内容】

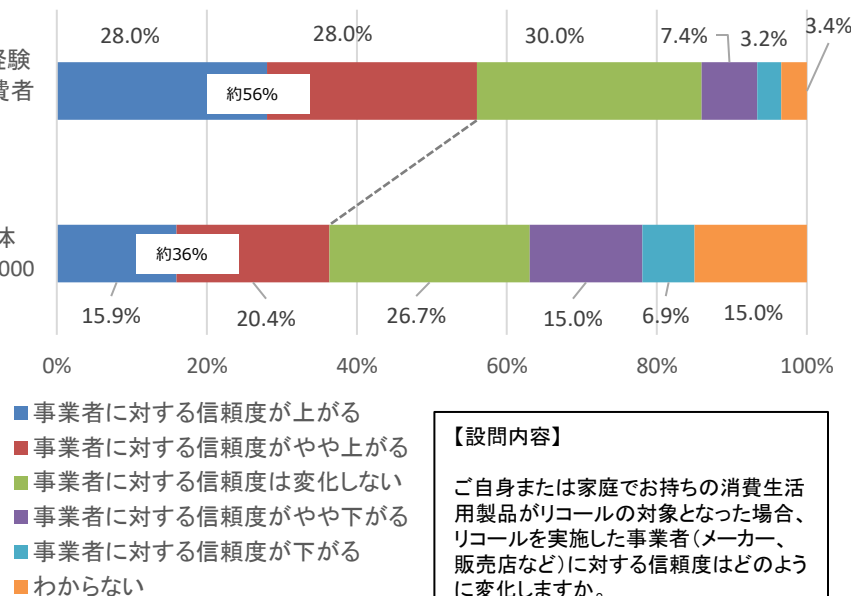
あなたがリコールに応じるかを判断をする際、「特に重要と思われる要素」「特に重要でないと思われる要素」を選んでください（それぞれ3つまで）



リコール実施企業への信頼度

リコール経験のある消費者
n=878

全体
n=10000



【設問内容】

ご自身または家庭でお持ちの消費生活用製品がリコールの対象となった場合、リコールを実施した事業者（メーカー、販売店など）に対する信頼度はどのように変化しますか。

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
- 3. 製品安全関連法の執行状況等**
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

製品安全 4 法の概要

- **製品安全 4 法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- **製造・輸入事業者**は、自主検査を行い技術基準に適合した製品にPSマークを表示（**○PSマーク**）。
- 危害発生のおそれが高い特別特定製品等（**◇PSマーク**）については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検する必要がある。
- **販売事業者等**はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

【製品安全 4 法】

消費生活用製品安全法（消安法）（12品目）



ライター、レーザーポインター、乳幼児用ベッド、石油ストーブ等

電気用品安全法（電安法）（457品目）



LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（16品目）



カートリッジガスこんろ等

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふろがま 等

- 長期使用製品安全点検制度は、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知し、所有者が点検を受けることで経年劣化による事故を防止するための消安法上の制度。対象となるのは2009年4月以降に販売した特定保守製品
- 令和3年8月、指定対象製品を見直し。9 製品→ 2 製品へ

特定保守製品【2 品目】



石油給湯機



石油ふろがま

※令和3年8月の改正で指定から外れた製品



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



FF式石油温風暖房機

※2022年の製造・輸入事業者による製品安全4法の届出件数は約8,000件

違反への対応件数（国の対応によるもの）

- 2023年、試買テストや立入検査等を通じて製品安全4法に抵触するものと経済産業省が確認した違反への対応件数は**計643件**。
- 違反事業者に対し、ヒアリングや立入検査を実施し、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等により、違反状況の解消及び再発防止に向けた指導を行った。

違反への対応件数の推移

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
2019年	484	0	62	63	609
2020年	268	0	96	96	460
2021年	385	1	52	50	488
2022年	500	1	62	102	665
2023年	497	3	28	115	643

主な違反品

（電安法）直流電源装置、リチウムイオン蓄電池
（消安法）乗車用ヘルメット
（液石法）カートリッジガスこんろ、屋外式ストーブ

※2021年は2020年度ネットパトロール事業の結果を反映した。

※2022年以降は違反对応件数の計上における各法間の計上方法を統一した。

【参考】法令違反への対応例（厳重注意処分；R5年度 プレスリリース分）

対象事業者	(株) エム・コット	アコラディジャパン (株)
対象製品	電動リール用バッテリー (リチウムイオン蓄電池) ※ (株) シマノが販売元として、 上記事業者に製造委託した製品。 	石油ストーブ ※ 同社が海外から輸入し、 インターネットモールを通じて 販売した製品。 
該当法令	電気用品安全法	消費生活用製品安全法
違反内容	技術基準への不適合 (過充電の保護機能が十分に備え付けられておらず、過充電時に発火につながるおそれ)	技術基準への不適合 (耐震自動消火装置が作動しないこと等により、火災等につながるおそれ)
販売状況	平成23年11月～平成25年12月にかけて、 3500台を販売。	令和5年10月～12月にかけて、 1040台を販売。
事業者側での対応状況	(株) エム・コット及び (株) シマノのHPにおいて 無償交換を呼び掛け。 ※リコール対応中	同社から購入者への使用中止の連絡、HPでの周知。 当該製品の自主回収。 ※リコール対応中
行政指導の概要	令和5年10月13日付けで、四国経済産業局長名での厳重注意 (改善措置と再発防止の徹底の指導)	令和6年2月21日付けで、関東経済産業局長名での厳重注意 (再発防止の徹底と、早期の製品回収の指導)

製品安全 4 法における令和3年度試買テスト結果について

- 技術基準への適合やPSマークの表示といった法律に基づく義務が適切に履行されているか確認するため、毎年、市場で流通しているPSマーク対象製品を購入して確認する、「試買テスト」を実施。購入に際しては、**法令違反が多い製品**又は**製品事故が多い製品**を中心に選定。**インターネットモールからの購入が多い。**
- 不適合が確認された場合、事業者への通知及び事実関係の調査等を経て、違反が認定された場合は、改善措置及び再発防止対策を講じるよう指導を行うほか、**類似の不適合事案の未然防止等の観点から、結果を公表。**

試買テストの実施内容及び結果（令和3年度）

電気用品安全法

- 直流電源装置
- リチウムイオン蓄電池 等

60品目
176機種

技術基準の不適合	89機種	形状・組立・操作、空間距離、アース機構 等
表示の不適合	17機種	PSEマーク、届出事業者名

消費生活用製品 安全法

- 乗車用ヘルメット
- 携帯用レーザー応用装置 等

4品目
41機種

技術基準の不適合	24機種	保護範囲、衝撃吸収性、突出物、レーザー出力 等
表示の不適合	17機種	PSCマーク、届出事業者名、登録検査機関名 等

ガス事業法

- ガスこんろ

1品目
2機種

技術基準の不適合	0機種	不適合なし
表示の不適合	0機種	不適合なし

液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化 に関する法律

- カートリッジガスこんろ
- 屋外式ストーブ 等

3品目
14機種

技術基準の不適合	10機種	耐熱試験、一酸化炭素濃度、気密性 等
表示の不適合	10機種	PSLPGマーク、届出事業者名、製造年月 等

販売事業者への立入検査による違反対応件数（自治体による対応）

- 2022年度に行われた各自治体による販売事業者への立入検査は約6,000件。
- 2022年度、各自治体の立入検査により判明した製品安全4法の販売事業者による違反件数は計1件。
- 各自治体は違反事業者に対し、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等により、違反状況の解消に向けた指導を行っている。

違反対応件数の推移（販売事業者への対応）

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
2018年度	4	0	0	2	6
2019年度	7	0	1	0	8
2020年度	6	0	1	0	7
2021年度	3	0	1	0	4
2022年度	0	0	0	1	1

出典：自治体の立入検査実施状況報告書に基づき作成（対応が完了した件数を計上）

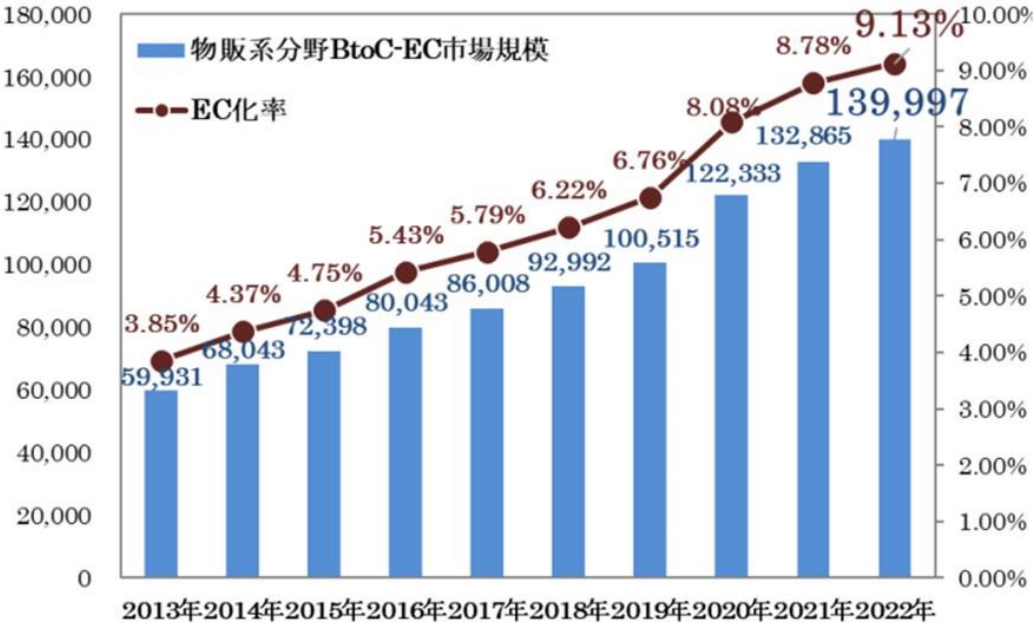
目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
- 4. インターネット取引における製品安全**
5. 高齢者の製品事故対策
誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

インターネット取引における製品安全の現状と課題

- 2022年の物販系BtoCの電子商取引は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、市場規模は14兆円に迫り、EC化率も9%を超えるなど、EC市場の存在感は一段と高まっている。
- 他方で、近年、インターネットモールや自社ECサイトで販売された製品による重大製品事故の増加やPSマーク対象製品がPSマーク表示が付されずに販売されている等の違反も確認されており、出品を行う事業者等に規制遵守、事故の再発防止策を求めることの重要性は一段と増している。
- 今後、インターネットモールを中心としたEC市場は一層拡大していくことが予想される中、これまで以上に消費者の安全を確保し、安全な製品が流通する市場として成長することが必要。

(億円) B to C - EC市場規模及びEC化率の経年推移 (物販系分野)



(※) 市場規模は、公知情報調査、業界団体及び事業者ヒアリング調査に基づく値。
EC化率とは、全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合。

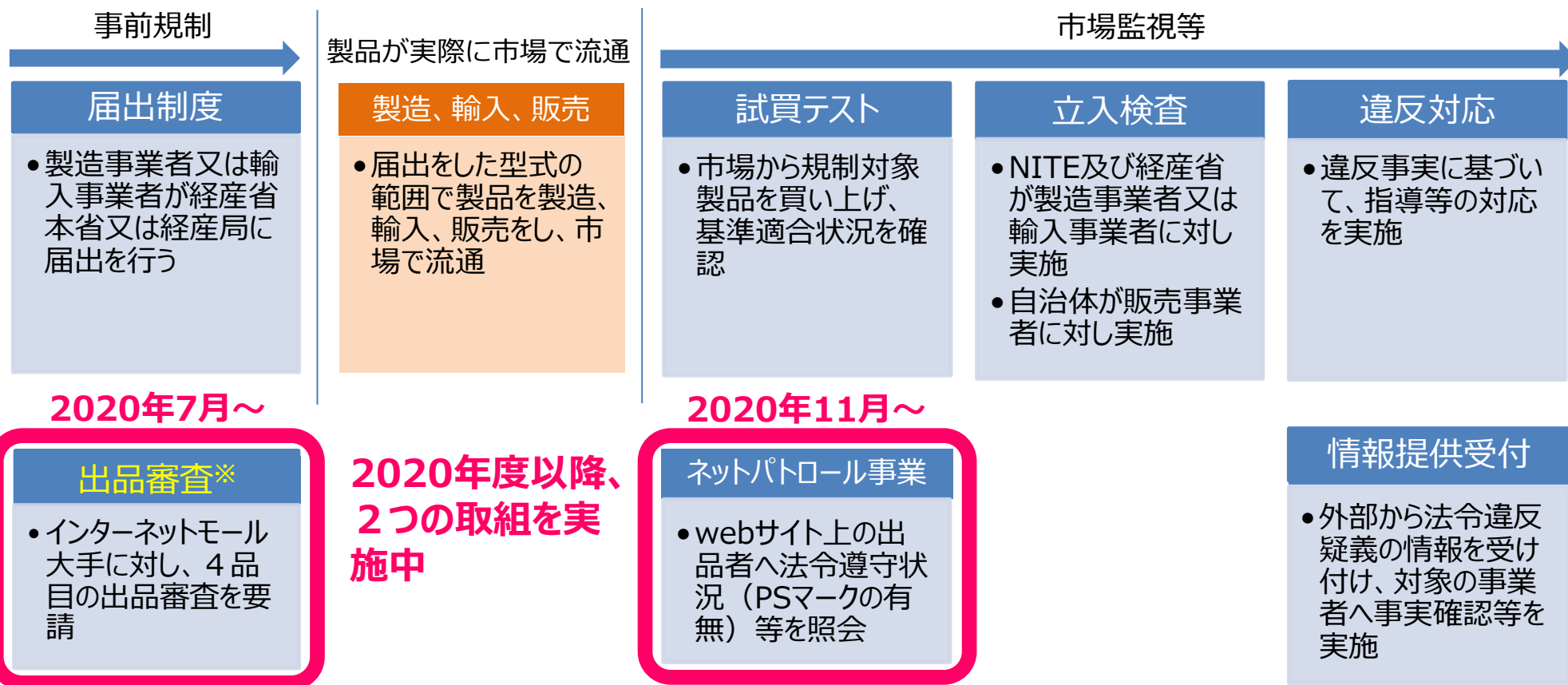
物販系分野のB to C - EC市場規模

分類		2021 年		2022 年	
		市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC 化率	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC 化率
①	食品、飲料、酒類	25,199 (14.10%増)	3.77%	27,505 (9.15%増)	4.16%
②	生活家電、AV 機器、PC・周辺機器等	24,584 (4.66%増)	38.13%	25,528 (3.84%増)	42.01%
③	書籍、映像・音楽ソフト	17,518 (7.88%増)	46.20%	18,222 (4.02%増)	52.16%
④	化粧品、医薬品	8,552 (9.82%増)	7.52%	9,191 (7.48%増)	8.24%
⑤	生活雑貨、家具、インテリア	22,752 (6.71%増)	28.25%	23,541 (3.47%増)	29.59%
⑥	衣類・服装雑貨等	24,279 (9.35%増)	21.15%	25,499 (5.02%増)	21.56%
⑦	自動車、自動二輪車、パーツ等	3,016 (8.33%増)	3.86%	3,183 (5.55%増)	3.98%
⑧	その他	6,964 (8.42%増)	1.96%	7,327 (5.22%増)	1.89%
合計		132,865 (8.61%増)	8.78%	139,997 (5.37 %増)	9.13%

市場監視におけるネットパトロール事業の実施

- 2020年11月から、製品の流通市場における違反製品の有無について、主にインターネットモール上で販売される製品を市場監視する目的で「**ネットパトロール事業**」を新たに開始。
- インターネットモール運営事業者の協力を得ながら、**出品者への事実照会を行い、その結果を踏まえて販売停止要請等の行政措置を実施。**

(経産省によるネット販売製品の監視)



※出品審査（出品前確認）の要請の対象製品は、当初は3品目（リチウムイオン蓄電池、携帯用レーザー応用装置、カートリッジガスこんろ）で、2022年10月に乗車用ヘルメット1品目が追加。

ネットモール等運営事業者に対する出品前確認の要請

- 経済産業省は、ネットモール等運営事業者に向けて、「消費生活用製品安全法等の規制対象製品に係る法定表示の確認等の要請について」を発出。具体的な対象製品として、2020年7月にリチウムイオン蓄電池、カートリッジガスこんろ及び携帯用レーザー応用装置の3品目、2022年10月に乗車用ヘルメットに対する出品審査を要請。
- 先行するネットモール等運営事業者は、当該4品目の出品者に対して製品画像の提出を求めつつ、自動検知機能等を活用するなどして、PSマークの表示の確認を効率的に実施。PSマークの表示のない製品は、ネットモールの商品一覧に掲載されない（販売できない）よう、出品前確認フローを構築。

ネットモール等運営事業者へ協力要請を行った4品目

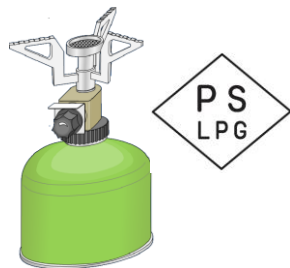
【リチウムイオン蓄電池】



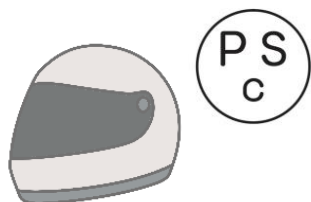
【携帯用レーザー応用装置】
(レーザーポインター)



【カートリッジガスこんろ】



【乗車用ヘルメット】
(バイク用)



【対応状況の一例】メルカリの場合

- ・左記の対象4品目の出品者に対して、「PSマーク」が明確に判断できる画像を必ず掲載するよう要請。

※左記4品目以外の出品においても、購入を検討している者が適切に検索し、判断できるよう、商品名、商品の説明において、適切な表示を行う必要がある旨を出品者に呼び掛け（出品ガイドに記載）。

- ・当該4品目が出品された場合、マシンラーニングやキーワードなどの複数の条件から自動検知。

※出品されても、購入者が希望の商品を検索した際に表示される商品一覧には、すぐに掲載されない（保留状態）。

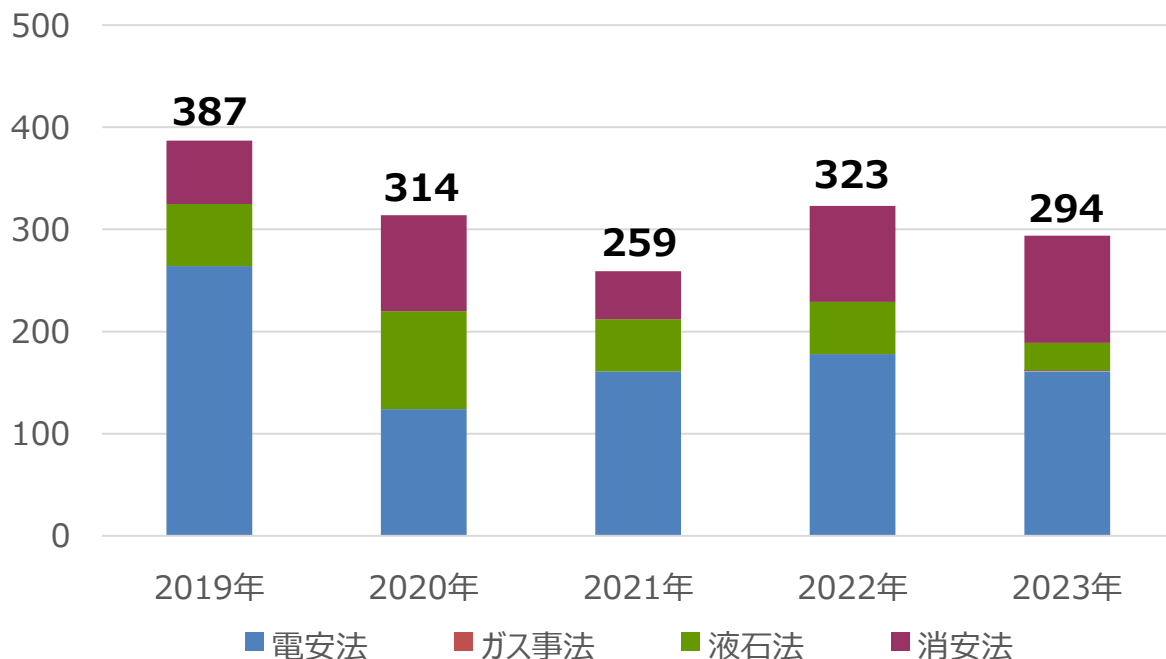
- ・その後、自動検知の通知を受けたオペレータが目視で掲載された画像を確認し、PSマークが目視確認できれば、商品一覧に掲載。

→目視確認できなければ、オペレータから出品者にPSマークの画像の掲載を依頼（PSマークの画像が確認できない限り出品できない）。

インターネットを通じた違反品販売の現状（推移）

- 製品安全4法に抵触するものと経済産業省が確認した違反に対して行った対応について、**インターネット販売における件数は近年横ばいの状況。**
- 経済産業省による監視（ネットパトロール事業）や大手インターネットモール事業者の協力を得たことで増加傾向にはなっていないが、**依然として一定の水準で推移。**

（単位：件数） **インターネット販売における違反対応件数の推移**



※試買調査、外部からの情報提供、製造事業者等への立入検査及びネットパトロール事業等を通じ、製品安全課で集計。

※ネットパトロール事業を通じて把握した件数は事業の翌年度(2021年度以降)の件数に反映。

2022年度ネットパトロール事業の結果

- 2022年度も、法令違反が多い品目を中心に大手インターネットモール上で**PSマークの表示の有無等に関するパトロール（ネットパトロール事業）を実施。**
- その結果、2023年は**181件**の表示違反等を中心に**製品安全誓約に基づく出品削除要請等の対応を行い、出品削除に結び付けた。**

（2022年度ネットパトロール事業の結果）

・PSマークの表示が疑わしいもの…151件

【件数上位の5品目】

- | | |
|-------------------|-------|
| ①直流電源装置（電安法） | ： 27件 |
| ②カートリッジガスこんろ（液石法） | ： 26件 |
| ③リチウムイオン蓄電池（電安法） | ： 25件 |
| ④乗車用ヘルメット（消安法） | ： 19件 |
| ⑤乳幼児用ベッド（消安法） | ： 18件 |

・PSマークの表示がないもの…30件

【全6品目】

- | | |
|-----------------------|-------|
| ①リチウムイオン蓄電池（電安法） | ： 14件 |
| ②直流電源装置（電安法） | ： 8件 |
| ③エル・イー・ディー・電灯器具（電安法） | ： 3件 |
| ④カートリッジガスこんろ（液石法） | ： 3件 |
| ⑤屋外式カートリッジガスストーブ（液石法） | ： 1件 |
| ⑥携帯用レーザー応用装置（消安法） | ： 1件 |

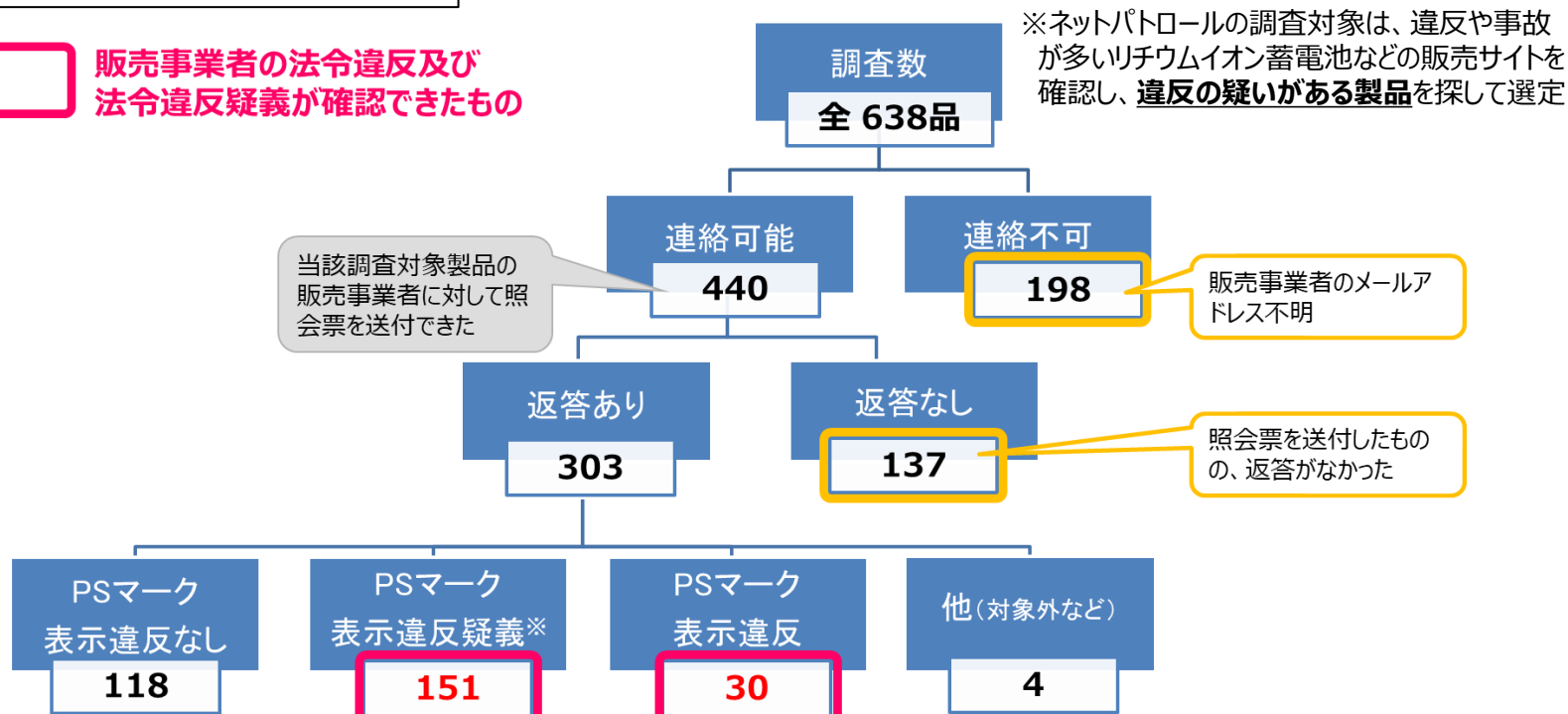
ネットパトロール事業による違反対応の状況

(ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査)

- 2022年度のネットパトロール事業では、ネットモールに出品されていた**合計638件**について調査を実施。
- 同事業において、出品者への確認により、**違反が疑わしいものは151件**、**PSマーク等表示不適合のものが30件**判明。合計181件を中心に、製品安全誓約を活用した出品削除要請等の対応を行い、出品削除に結び付けた。
- なお、違法製品であることが疑われたものの、**計198件の案件についてはメールでの連絡ができなかった**。**連絡ができなかった出品者のほとんどが海外出品者**。

2022年度のネットパトロール事業の結果

**販売事業者の法令違反及び
法令違反疑義が確認できたもの**

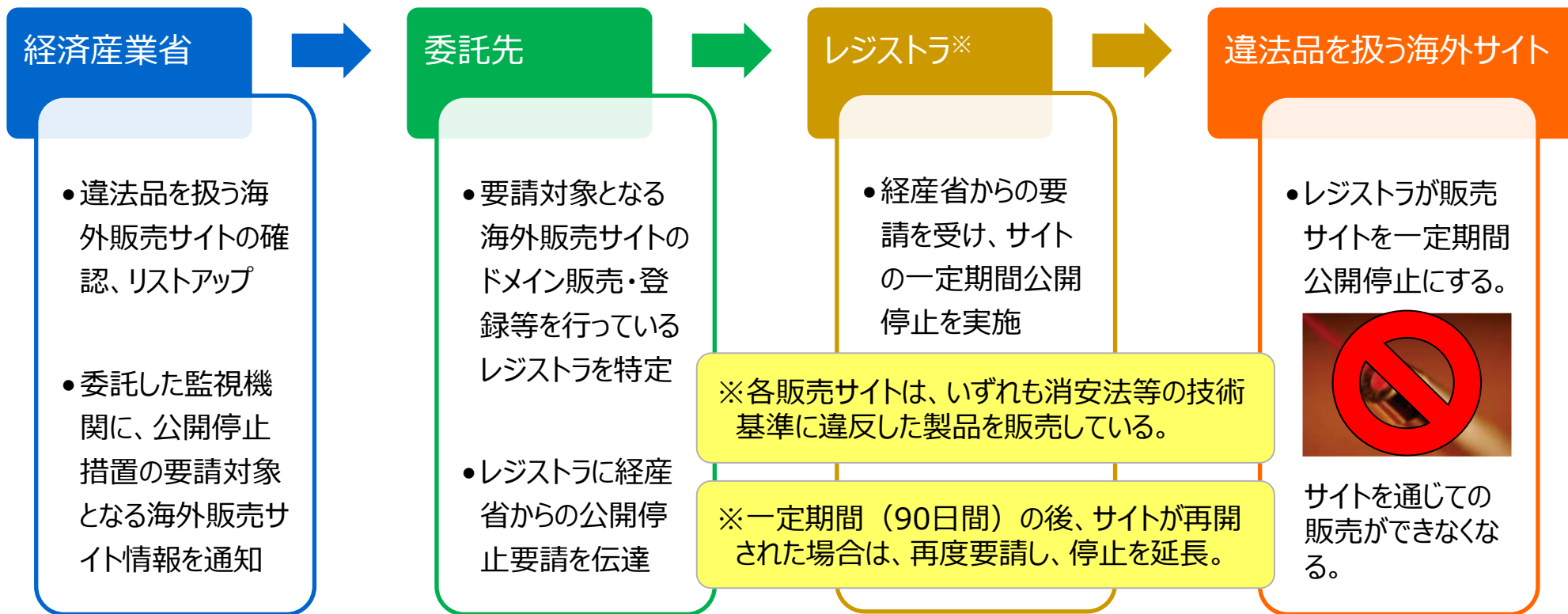


※照会事項に対する回答拒否等

違法品を扱う海外販売サイトに対する公開停止要請

- 高出力かつPSCマーク表示のないレーザーポインター等、日本語で構成された海外事業者が運営している販売サイトにて取り扱われている事例を従前から確認。
- 現在、委託先（監視者）を通じて、ドメイン販売・登録等を行うレジストラ※に対し、違法な製品を意図して日本向けに販売する販売サイトの公開停止措置を2020年度から継続的に要請している。
- 2023年度も約30の販売サイトに向けて公開停止要請等の対応を行い、公開停止状態の保持に努めた。

＜海外販売サイトの閉鎖要請を行う流れ＞



モール等運営事業者との協力体制/製品安全誓約（Pledge）の取組①

- 経済産業省では、2017年から定期的に連絡会合を開催するなど、インターネットモール運営事業者の間で協力体制を構築。具体的には、経済産業省が行う出品者に対する調査・違反对応への協力、事業者サイトにおける製品安全関係法令の周知などの取組を進めてきた。
- こうした取組を発展させ、**2023年6月**に、安全ではない製品から消費者を守るためのインターネットモール運営事業者が行う自主的取組として製品安全誓約の取組を開始。安全ではない製品の出品削除等に係るKPIが測定されるなど、製品安全確保の取組が強化された。

製品安全誓約の内容

1. 規制当局等のウェブサイトから、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処する。
2. 規制当局がリコール製品や安全ではない製品に関する情報を通知し、又は出品削除要請ができるよう、専用の窓口を提供する。
3. 規制当局から出品削除要請を受けてから2営業日以内に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。
4. 規制当局から情報提供の要請があった場合には、リコール製品や安全ではない製品のサプライチェーンを合理的な範囲で特定し対応する。
5. 規制当局からの情報提供の要請にかかる対応及びリコール製品や安全ではない製品の出品削除を実施するための内部管理体制を構築・維持する。
6. 消費者が誓約の署名者に対して、リコール製品や安全ではない製品の出品を直接通知できる手段を提供する。通知があった場合は、署名者が構築した処理プロセスに基づき、5営業日以内に適切な対応を行う。
7. 販売者が日本の製品安全関連法令を遵守する措置を実施するため、販売者に対して、規制当局等が提供する製品安全に関連する情報を共有することにより、法令に係る知識を習得できる合理的な機会を提供する。
8. 規制当局や販売者と協力し、リコール製品や安全ではない製品に関連する各事業者や規制当局の措置について、消費者に情報提供する。
9. 必要に応じ、出品禁止製品、リコール製品又は安全ではない製品の販売を阻止若しくは制限するための制度を構築・維持する。
10. 規制当局と協力し、リコール製品や安全ではない製品の販売を意図的に繰り返すなどの悪質な販売者に対して、適切な措置を講じる。
11. 既に出品削除されたリコール製品や安全ではない製品の再出品を阻止するための適切な措置を講じる。
12. リコール製品や安全ではない製品の検出及び出品削除を向上するための新技術やイノベーションの活用を積極的に検討する。

製品安全誓約の署名式（2023年6月29日）



（2023年6月時点での署名事業者）

運営事業者	インターネットモール
アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
eBay Japan合同会社	Qoo10
auコマース&ライフ株式会社	au PAY マーケット
株式会社メルカリ	メルカリ、メルカリShops
株式会社モバオク	モバオク
ヤフー株式会社 （現 LINEヤフー株式会社）	Yahoo!ショッピング、 ヤフオク!（現 Yahoo!オークション）、PayPayフリマ （現 Yahoo!フリマ）
楽天グループ株式会社	楽天市場、楽天ラクマ

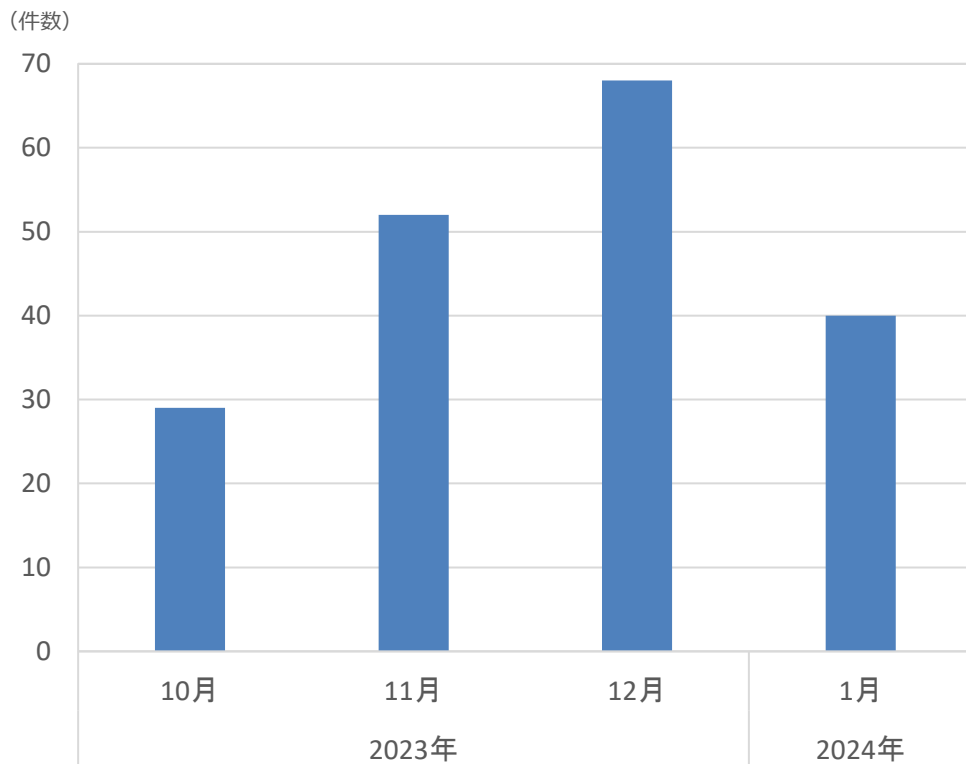
製品安全誓約のKPI

- ① 自らリコール製品等を特定し、2日以内に出品削除した割合
- ② 規制当局から出品削除要請を受け、2日以内に出品削除した割合

製品安全誓約（Pledge）の取組②

- 2023年6月29日の署名式以後、**10月から誓約を活用し、国から事業者への出品削除要請を開始。**
- 主な出品削除要請の対象は、一般からの情報提供やネットパトロールを端緒として確認されたPSマーク表示違反品で、販売事業者等への違反対応の一環として実施している状況。
- インターネットモール等運営事業者との既存の協力体制で培ってきたノウハウを基に、**2023年10月～2024年1月は安全でない189製品の出品が削除**された。（全削除要請が実行された。）

2024年1月までの製品安全誓約に基づく出品削除の実績（左図：月別件数、右図：主な削除要請対象品目と製品例）



※件数は削除要請対象の商品URL数をもって計上しており、リコール対象製品も対象に含まれている。

2024年1月実績例

- 携帯用レーザー応用装置
- 石油ストーブ
- リチウムイオン蓄電池

2023年12月実績例

- 携帯用レーザー応用装置
- 石油ストーブ
- リチウムイオン蓄電池

2023年11月実績例

- 乗車用ヘルメット
- 直流電源装置
- 硬貨計数機

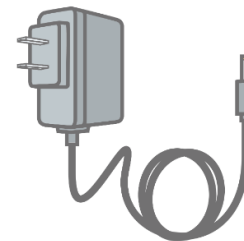
2023年10月実績例

- 乳幼児用ベッド
- 乗車用ヘルメット
- リチウムイオン蓄電池

電気用品安全法

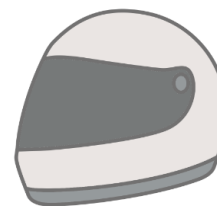


非純正バッテリー
(リチウムイオン蓄電池)



ACアダプター
(直流電源装置)

消費生活用製品安全法



バイク用ヘルメット
(乗車用ヘルメット)



レーザーポインター
(携帯用レーザー応用装置)

目次

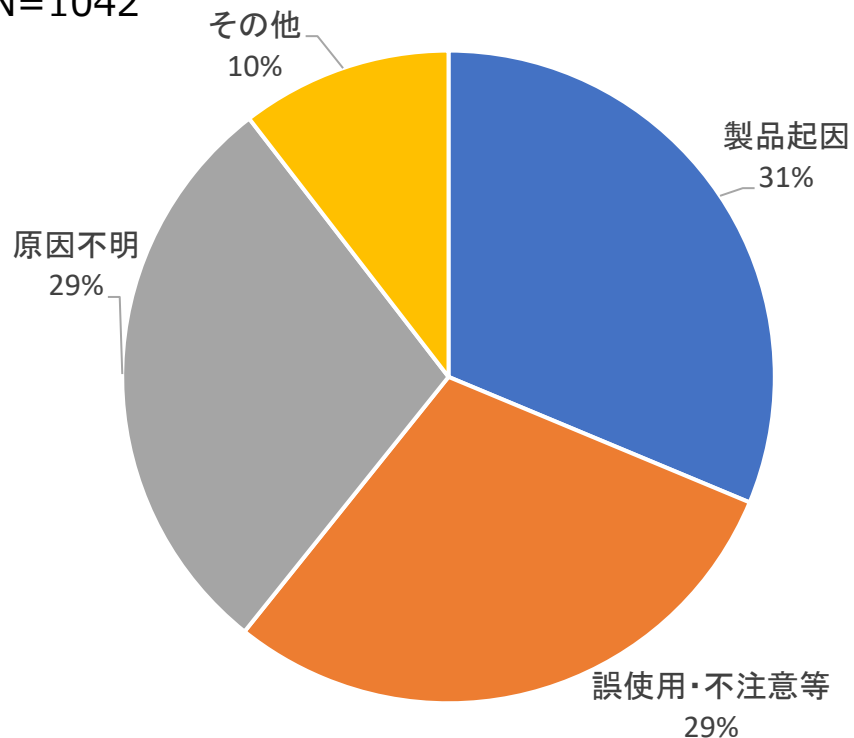
1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

高齢者等関連の重大製品事故について

- 一般的に年齢が高まるにつれ身体・認知機能の低下することから、**誤使用・不注意による重大製品事故が60代、70代、80歳以上では6割を超えており、他の年齢層より高くなっている。**

重大製品事故の事故原因(2021年)

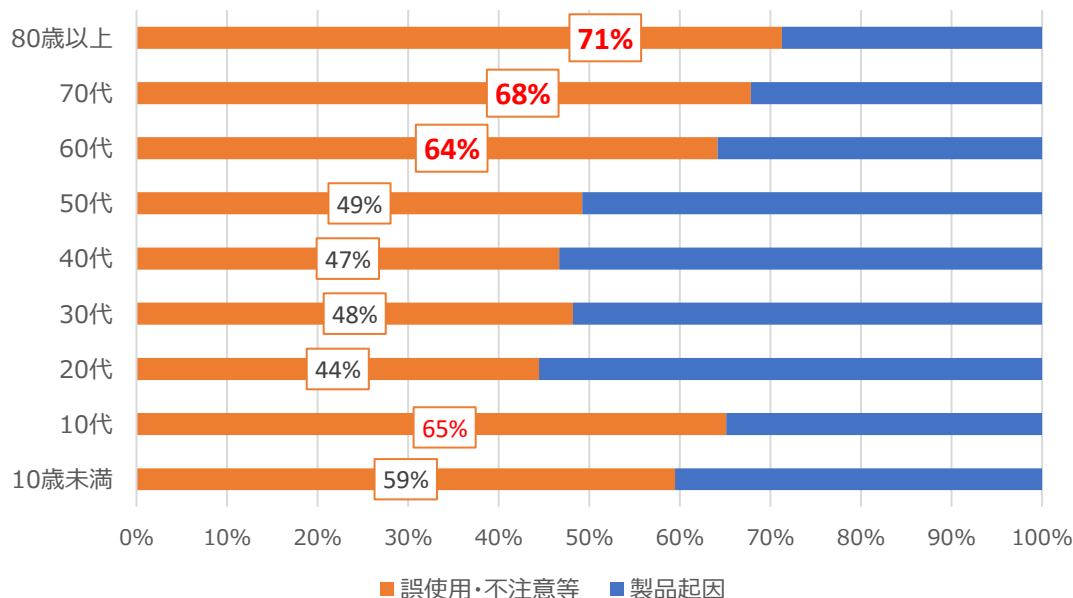
N=1042



※2023年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

身体・認知機能が低下した高齢者による誤使用等事故が多くなっている

製品起因と誤使用・不注意等の事故割合(2020年～2022年)



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計
※製品起因と誤使用・不注意等による重大製品事故の合計件数を分母とし、それぞれの割合を示したもの。

※2022年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

※NITEによる事故調査の結果、負傷者等の年代が判明したものを計上。

※事故にかかる複数人の年代が判明したものは、負傷者、使用者、所有者の順に優先して計上。

※判明した年齢に幅がある場合や複数人負傷者等がある場合、より低い年代で計上。

※「小学生」は10歳未満、「中学生」「高校生」は10代、「大学生」は20代で計上。

高齢者行動ライブラリでのデータ収集

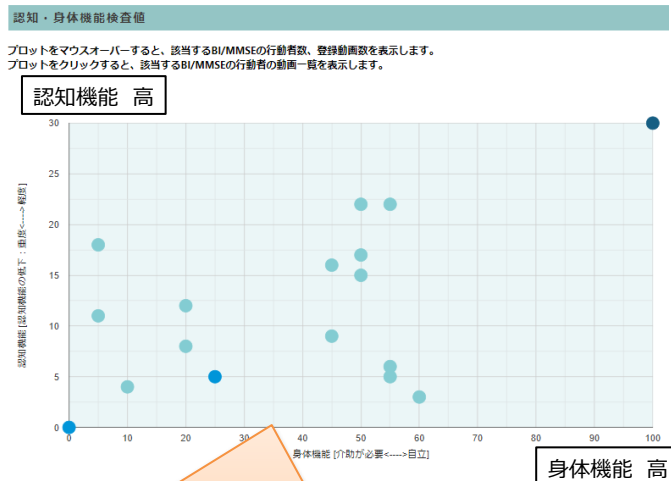
- 平成29年度に整備された高齢者の行動に関するライブラリで、産業技術総合研究所において、介護施設に入居される高齢者や一般家庭で生活されている高齢者を対象に、行動データ（映像データ及び姿勢データ）を収集。行動データは、身体・認知機能、行動種別、行動に関わった製品などの情報と関連づけているため、目的に応じて見たい場面の検索が可能。現状、100を超える事業者が閲覧登録済。
- 高齢者の行動特性や製品の使い方などを把握することで、安全性の高い製品開発や高齢者の生活を支援する製品の開発への活用に期待。
- 令和5年度は、操作性や視認性向上の観点からシステムの改修等を実施。

高齢者行動ライブラリ <https://www.behavior-library-meti.com/behaviorLib/>

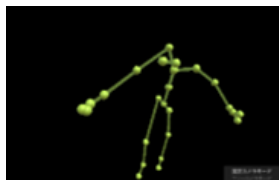
< 高齢者行動ライブラリサイト >



検索方法例) 身体・認知機能検査値によるプロット



機能紹介) 姿勢データとの同期表示機能



施設利用者の身体機能(BI)-認知機能(MMSE)相関プロット。
プロットマークをクリックすると、当該動画のサムネイルが表示され、身体・認知機能から高齢者の行動データを確認できる。

検索結果の動画事例



手すりを使った歩行



ベッドへの危険な移動



車椅子ロックせず立位



手すり柵移動

令和5年度高齢者身体関連データの取得について

- 令和5年度は、令和4年度に実施した高齢者による身体保持計測結果を受け、**身体保持特性**として、『**テーブルに手をついての立ち座り動作**』の計測を実施。昨年度は手をつく箇所を通常の平面形状のみで計測したが、今年度は**複数のテーブル端部形状**を用意し、力の加わり方や身体の動きを記録することで、形状による立ち座りのしやすさについて検証した。
- また、企業との連携により、**具体的な製品を使用する際のデータ**を取得し、高齢者の身体・認知機能や、行動の特性を踏まえた安心・安全な製品の開発につなげるための実証実験を実施した。

身体関連データの取得（令和5年度）

身体保持特性

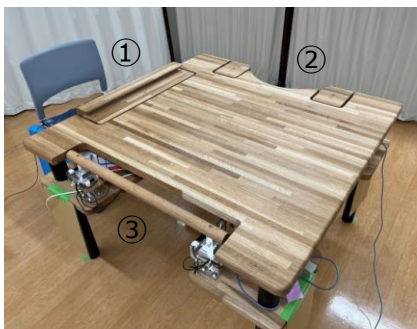
- ・センサーにより力学的データを取得
- ・RGBDカメラにより3次元動画データを取得

計測風景



テーブルに手をついて椅子から立ち上がる様子

計測装置



＜テーブル端部形状＞

① 括める補助具



② 手前が円形



③ 棒状の補助具



製品使用時のデータ取得

手すり、ドア、テーブルについて高齢者の行動特性を踏まえた製品開発につなげるための実験

実験風景（手すり）



縦型手すりを使用して立ったまま靴を脱ぐ様子



据置型手すりを使用して椅子から立ち上がる様子

身体関連データと行動ライブラリ上の動作データを掛け合わせ
より安全な製品の開発に寄与する情報を事業者へ提供する

出典：
国立研究開発法人
産業技術総合研究所
人工知能センター

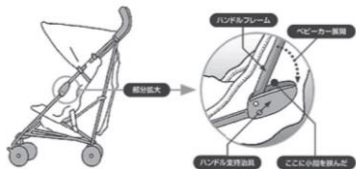
誤使用・不注意による事故リスク低減製品の普及と製品安全市場の創設

- 高齢者やこどもによる誤使用・不注意等事故の発生割合が高く、製品側での事故リスク低減が必要。
- そうした製品を開発しても、事業者として積極的にPRできず、消費者の認知・評価・購入につなげていない。

- 消費生活用製品における ①誤使用・不注意の製品事故リスク低減を評価するスキームの策定、②リスク低減効果の表示制度の実施
- 消費者が安全な製品を選択できる「製品安全市場」を創出

誤使用事故の例

ベビーカー	父親がベビーカーを開く際に、 <u>誤ってフレームの接続部に3歳児の指を挟み、小指の先端が切断。</u>
除雪機	70代の高齢者が、 <u>緊急停止機能をキャンセルして除雪機を使用中</u> に、 <u>壁と除雪機に挟まれ死亡</u> した。
ガスこんろ	80代の高齢者が、 <u>マフラータオルを首に掛けたままガスこんろを使用中</u> に、 <u>マフラータオルに着火し火傷</u> を負った。
ドア	こどもが、 <u>玄関ドアに手を掛けて靴を脱いでいる間にドアが閉まり、右手親指を挟み骨折</u> した。
暖房便座	80代の高齢者が、 <u>暖房便座に30分弱座っていたことで低温火傷</u> を負った。



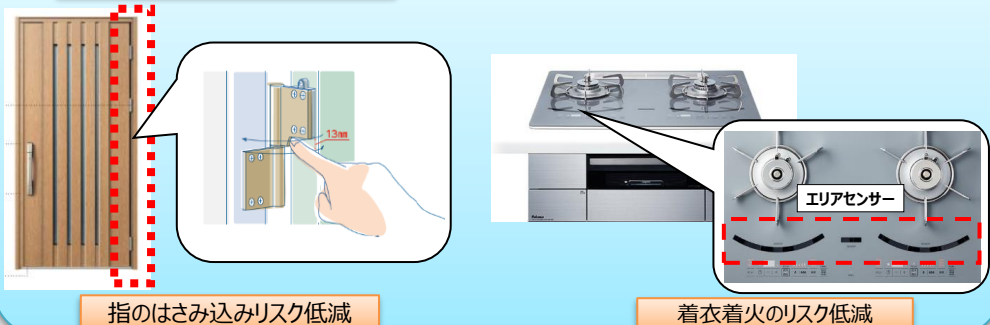
ベビーカーへの指の挟み込み事故



(出典：日本小児科学会「Injury Alert (傷害速報)」ベビーカーによる指先の切断)

誤使用等事故への対応

製品イメージ



(イラスト出典：YKK APより)

(イラスト出典：パロマより)

リスク低減効果の実機確認、妥当性等の審査・評価

適切な表示によるリスク低減製品の認知向上と普及拡大

マーク表示

本製品は指はさみによる事故リスクを低減します。

本製品は着衣着火による事故リスクを低減します。

誤使用・不注意による製品事故リスクの考え方（案）

- JIS規格などの既存規格で本質安全や安全防護での保護が要求されていない残留リスク（誤使用・不注意）に対する防止機能（基本安全設計の付加機能）を評価
- 表示制度を通じて、付加機能がスタンダードとして一般化することや、消費者が製品に存在する誤使用・不注意のリスクを意識することを見込んでいる。

申請製品に求められる要件

①（全体として）製品の本質的な安全性が担保されていること

- ✓ 技術基準等への適合（製品安全 4 法に規定する技術基準、JIS規格 等）

②（特定の）誤使用・不注意による製品事故リスクが低減されていること

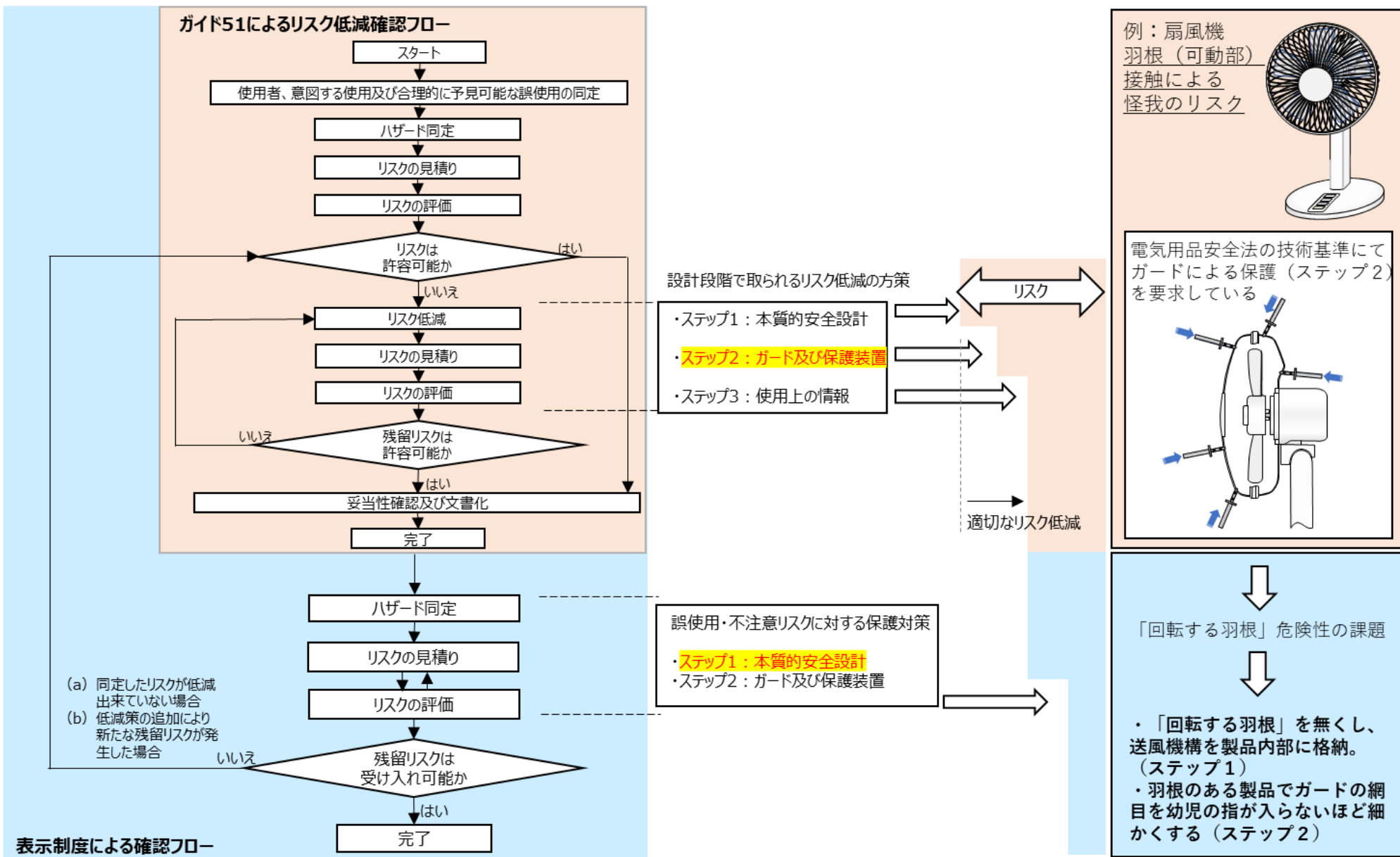
- ✓ ISO/IEC Guide51で定義される3ステップメソッドの内、本質的安全設計方策（ステップ1）、安全防護および追加防護方策（ステップ2）を原則としたリスク低減策の実装 [次頁リスクアセスメントフロー図参照]
- ✓ リスクアセスメント手法であるR-Mapによりマッピングし、リスク低減を見える化

(件/台・年) 10-4超	頻発する	C	B3	A1	A2	A3
10-4以下 ～10-5	しばしば発生する	C	B2	● B3	A1	A2
10-5以下 ～10-6	時々発生する	C	B1	○ B2	B3	A1
10-6以下 ～10-7	起こりそうにない	C	C	B1	B2	B3
10-7以下 ～10-8	まず起こりえない	C	C	C	B1	B2 ●
10-8以下	考えられない	C	C	C	C	C ○
		無傷	軽傷	中程度	重大	致命的
		なし	軽傷	通院加療	重傷 入院治療	死亡
		なし	製品発煙	製品発火 製品焼損	火災 (周辺焼損)	火災 (建物延焼)

●：低減措置前のリスク
○：低減措置後のリスク
※黒枠に存在するリスクを対象とする。

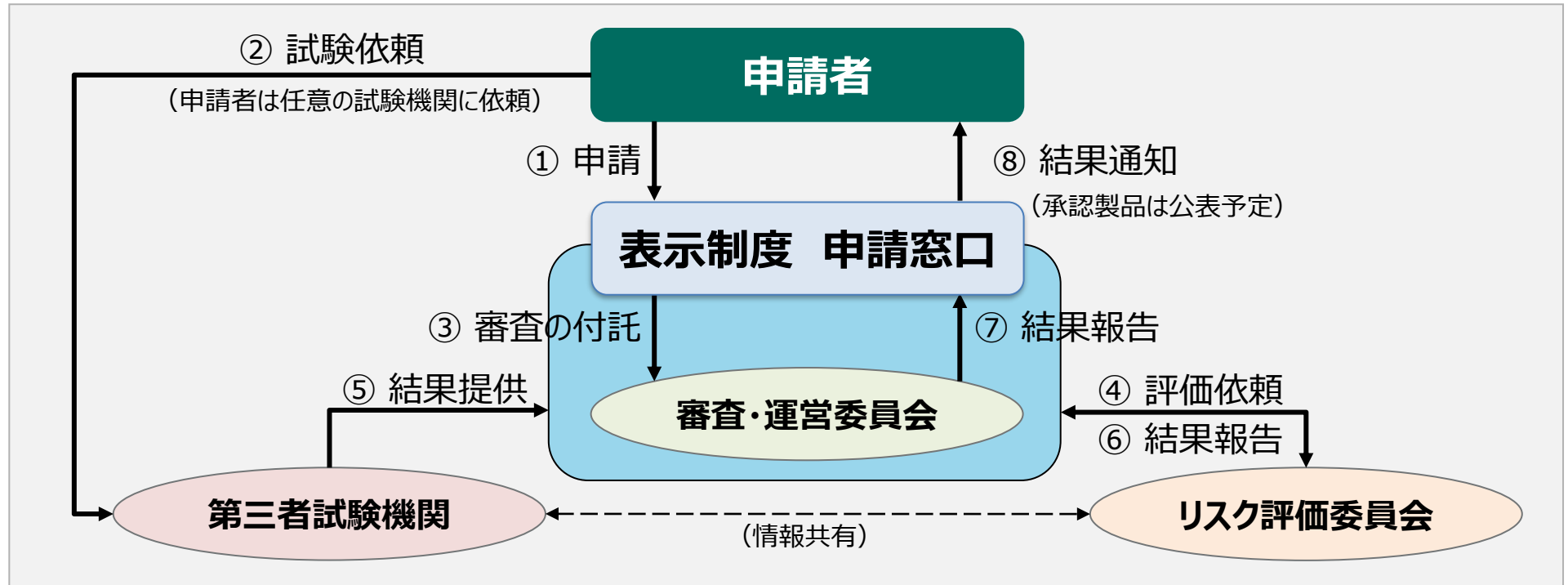
誤使用・不注意による製品事故リスクを低減の考え方（案）

（参考）リスクアセスメントフロー図



誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品の評価・審査体制案

全体スキーム



今後のスケジュール

令和5年度に引き続き、詳細設計
令和6年度は運用開始に向けて、審査・評価
プロセスを試行予定



令和6年度に行う詳細設計の主な検討項目

- 1 審査・評価プロセスの精査
- 2 各規格の策定
- 3 消費者にとって分かりやすい表示
- 4 事業者・ユーザーへの広報

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度
- 6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育**
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）

- 企業による製品安全の先進的な取組を讃えることで、事業活動や消費生活において製品安全が重要な価値として定着し、社会全体で製品の安全が守られることを目的として、平成19年度から実施。
- 経済産業大臣賞を計3回受賞した企業を「製品安全対策ゴールド企業」として認定。ゴールド企業認定から5年経過ごとに、認定時の取組が引き続き維持されているか、審査委員会でフォローアップを実施。

令和5年度（第17回）の受賞企業

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

経済産業大臣賞
優良賞

リンナイ株式会社
株式会社LIXIL

○中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

技術総括・保安審議官賞

優良賞

株式会社オージーケーカブト
コンビ株式会社
寿精版印刷株式会社
シマ株式会社
丸栄タオル株式会社

○中小企業 小売販売事業者部門

技術総括・保安審議官賞

てくのハウス株式会社



（写真）令和5年度表彰式の様子



PSアワード
ロゴマーク



ゴールド企業ロゴマーク
（フォローアップ版 星あり）



自己宣言制度
ロゴマーク

芽を出した
Product
Safety（製品
安全）が成長し、
いずれ大きな花
を咲かせることへ
の期待を込めた
デザイン

製品安全対策ゴールド企業（7社）

フォローアップを受けた回数に応じて星マークを追加

- ・上新電機株式会社★
- ・株式会社相田合同工場★
- ・株式会社バンダイ★
- ・株式会社イトーヨーカ堂★
- ・アキュフェーズ株式会社★
- ・YKK AP株式会社★
- ・パナソニック株式会社 くらしアプライアンス社 ランドリー・クリーナー事業部

製品安全自己宣言制度

製品安全に取り組んでいきたいという事業者をサポートするため、令和4年度より本格運用開始。現在93事業者が宣言実施。今年度はロゴマークを作成。

製品安全コミュニティ／製品安全企業向け研修

- PSアワード受賞企業を対象に、製品安全に対する各企業の取組を発展させるため、製造・販売の業種・業態の枠や、大企業・中小企業の垣根を越えた受賞企業間での異業種交流の場（製品安全コミュニティ）を提供。自発的な企業間連携により、ビジネスチャンス拡大にもつながっている。
- 受賞企業と経済産業省、NITE等との交流を通じて、先進的な製品安全の取組についての検討と製品安全文化の醸成を図る。
- また、受賞企業間での知見・経験の共有や人的交流を促進するため、令和4年度より企業向け研修を実施。製品事故の発生しづらいものづくり、消費者の誤使用による製品事故を防ぐための対策などについて意見交換することにより、企業での製品安全文化の醸成・深化、製品安全への取組の『輪』の拡大を進める。

製品安全コミュニティ

日程 2024年2月15日

場所 NITE大阪事業所

参加：35名（PSアワード受賞企業）

プログラム

1. NITEの組織・業務、大阪事業所の概要説明
2. NLABの施設・試験室の見学
3. 製品安全センターの施設・試験室の見学
4. 製品安全ミニ講座
5. 質疑応答

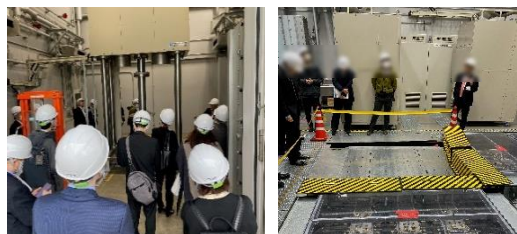


蓄電池評価センター（NLAB）
出典：NITEパンフレット

NITE施設で
試験方法・設備を見学でき
有意義だった。

誤使用の防止など、す
ぐに活かせる内容が多く、
非常に有意義だった。

安全は絶え間ない努
力が必要であることを
再認識した。



NITE大阪事業所見学の様子

製品安全企業向け研修

日程 2023年11月27日～28日

場所 経済産業研修所、オンライン

- ・現地参加：41名（PSアワード受賞企業 等）
- ・オンライン参加：107名（民間企業、行政機関 等）

プログラム

- ・[基調講演] (株) パロマ
- ・経済産業省製品安全課
- ・(株) カイノ電器
- ・マツ六 (株)
- ・(株) バンダイ
- ・こどもの事故防止：所 真里子 氏
＜日本子ども学会 保育の安全研究・教育センター 副代表＞
- ・海外の製品安全動向：MS&ADインターリスク総研 (株)
- ・R-Mapとリスクアセスメント：松本 浩二 氏
＜製品安全コンサルタント（R-Map提唱者）＞
- ・グループディスカッション ①課題解決に向けた検討
②今後の取組に向けた検討



自治体との連携による普及・啓発

- 令和4年度より、自治体での製品安全セミナーを開催。高齢者や関連施設・事業者をターゲットとし、PSアワード受賞企業による講演を通じて、製品安全の重要性を普及・啓発。
- 令和5年度は、PSアワード ゴールド企業と連携した取組として、富山県黒部市、滋賀県東近江市、新潟県三条市で実施。また、セーフコミュニティとして安心・安全なまちづくりを推進する神奈川県厚木市と高齢者向け製品等の安全性の評価に取り組む神奈川県川崎市では継続して開催。

各自治体でのセミナー開催

①富山県黒部市：令和5年11月13日(月)

- ・YKK AP (株)
- ・パラマウントベッド (株)
- ・AGCテクノグラス (株)

②神奈川県厚木市：令和5年12月15日(金)

- ・YKK AP (株)
- ・日立グローバルライフソリューションズ (株)
- ・上新電機 (株)

③神奈川県川崎市：令和5年12月22日(金)

- ・東京工業大学 西田教授
- ・パナソニック (株) くらしアプライアンス社 ランドリー・クリーナー事業部

④滋賀県東近江市：令和5年12月26日(火)

- ・パナソニック (株) くらしアプライアンス社 ランドリー・クリーナー事業部
- ・マツ六 (株)
- ・徳武産業 (株)

⑤新潟県三条市：令和6年2月28日(水)

- ・(株) 大一電化社
- ・マツ六 (株)
- ・PSアワード審査委員会 三上委員長



黒部市チラシ



厚木市（講演）



川崎市（講演・展示）

小学生向けイベント開催による普及・啓発

- 令和3年度より、こども向けの新聞媒体を通じ、小学生及びその家庭をターゲットとし具体的な製品の製品安全のチェックポイントを普及・啓発。令和5年度は、小学生に人気のキャラクターとコラボし関心を高める取組も実施。
- 令和5年11月の「製品安全総点検月間」から、全国の約140の電器店舗において製品安全イベントを実施。イベントは令和6年2月まで実施。

○紙面広報 読売KODOMO新聞 2023年8月17日



○令和5年度製品安全イベント概要

目的 より幅広い世代の消費者と電器店とのコミュニケーションを図ることで、消費者の安全意識の向上につなげる

日程 2023年11月～2024年2月
※開催日は店舗にて設定

開催店舗 全国電機商業組合連合会の加盟店舗の一部

対象 小学生

イベント内容

開催店舗に掲示の、製品安全なぞときゲームに挑戦し、クリア画面をイベント開催店舗に提示すると景品（製品安全に役立つ情報が記載された下敷き）を獲得できる。

景品



活用キャラクター：
かいけつゾロリ
(©原ゆたか／ポプラ社)

1

かた いっしょ ちか
おうちの方と一緒に近くの
でんきでん ぶさ い
電器店に遊びに行こう！

2

みせ は
お店に貼ってあるなぞとき
ポスターのなぞを解こう！

かいとう にじぶん よ
解答はポスターの二次元コードを読
み取って解答してね。

3

せいかいご かんたん
正解後、簡単なアンケート
に答えてしたじきをゲット
だ！

せんちやくじゆん ぴ まい
※したじきは先 着 順・1人1枚まで



イベント特設ページはこちら

製品安全総点検月間

- 毎年11月の「製品安全総点検月間」に合わせ、製品の安全が持続的に確保される安全・安心な社会の構築を目指して、自治体、事業者等と連携し注意喚起を実施。

○ポスター



<ポスター掲出先>

- ・地方経済産業局
- ・民間企業等 計25社
- ・地方自治体等 計160市町村、177カ所（44都道府県）



活用キャラクター：
かいけつゾロリ(©原ゆたか/ポプラ社)

○民間企業等での主な取組

- ・HPや販売店舗での製品安全総点検月間の周知
- ・自社主催イベント等（小学校への出前授業、事業者へのセミナー）での製品安全に関する情報発信

<当省ホームページ掲載企業等（順不同）>

- ・（株）カイン電器
- ・（株）YUWAホールディングス
- ・（株）LIXIL
- ・アマゾンジャパン合同会社
- ・AGCテクノグラス（株）
- ・上新電機（株）
- ・ソニーグループ（株）
- ・TOTO（株）
- ・日立グローバルライフソリューションズ（株）
- ・YKK AP（株）
- ・一般財団法人電気安全環境研究所

製品安全における広報戦略の強化（X（旧Twitter））

- 2010年より、製品安全課では情報発信ツールとしてX（旧Twitter）を活用。現状のフォロワー6,392人（2024/3/12現在）。
- 具体的な戦略として、①アイコン、背景の変更、②重大製品事故やリコール情報に関するポストのフォーマット変更、③製品安全に関するオリジナルのポストの充実、④地方局、NITE、消費者庁等と積極的にリポスト等周知連携を2021年4月より実施。
- オリジナルポストで注意喚起等の情報発信を行うとともに、**法令の改正状況をタイムリーに発信**し、昨年3月時点で約5,800人であったフォロワーが**1年間で約600人増加**。

2023年5月16日公布の消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令に関する情報発信（29万インプレッション獲得）



【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室)

@kochijiko

経済産業省 製品事故対策室の公式アカウントです。身の回りの製品のリコールや事故の最新情報、事故対策のお役立ち情報など「製品安全」にかかわる内容を発信します。これまでのリコール情報→meti.go.jp/product_safety...

<https://twitter.com/kochijiko>

製品安全における広報戦略の強化（政府広報、METI Journal）

- 幅広く国民に製品安全に関する情報を提供すべく、様々な媒体での広報を実施。
- 令和5年度は、消費者を対象とした政府広報による、新聞・SNSでの広告配信や、経済産業省のオウンドメディアである、METI Journalでの、主に経営者等ビジネスパーソン向けの記事連載を実施。

政府広報を活用して実施した注意喚起

2023年7月

新聞突き出し広告

＜夏物家電の火災事故＞

2024年2月

政府インターネットテレビ掲載動画

＜[防ごう！こどもの誤飲](#)＞

METI Journal [2024年1月 政策特集](#)



Vol.1

「製品安全市場」創出へ。消費者保護と製品の価値向上を両立

Vol.2

製品安全誓約でネットの危ない出品を削除。アマゾンや楽天など7社が参加

Vol.3

おもちゃの安全に新規制導入。玩具業界は子どもを製品事故からどう守る？

Vol.4

担当者必読の「リコールハンドブック」を解説。回収率向上のポイントとは？

Vol.5

事故は起こさない、起こさせない。経産大臣賞リンナイの製品安全の極意

政府広報 | 経済産業省

夏物家電の火災事故を防ぐには!?

✓ 機器内部に付着したホコリや汚れを除去
✓ 掃除で洗浄液を使う場合は取扱説明書を確認

✓ 長年使用している製品に異常が見られたら、使用を中止
✓ 携帯用扇風機を落として、異常発熱したら使用を中止

政府広報 夏物家電 火災

防ごう!
こどもの誤飲

2023年12月より
販売禁止の玩具

磁石製娯楽用品（マグネットセット）、吸水性合成樹脂製玩具（水で膨らむボール）、コイン型のリチウム電池等、こどもが誤飲すると危険なものについて、注意喚起。

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

製品安全分野に係る主な国際連携・協力

- 各国・地域の規制動向等を把握するため、関係機関との情報交換を続けていくとともに、日本の製品安全政策に関する情報発信も継続的に実施。
- 2023年度は、OECDの国際会議への参加、カウンターパートを日本に迎えての協力文書の締結、対面会合等を実施し、また、経済産業省ホームページにおける製品安全政策に関する情報を英訳し、海外に向けて発信。

【2023年度の成果・進捗】

● OECD会合

2023年4月及び11月、製品安全作業部会及び消費者政策委員会の合同会合が開催され、オンラインで出席。同会合では、新技術が消費者製品の安全性に与える影響、2024年OECDグローバル啓発キャンペーンの内容、オンラインで販売される製品の安全に対する取組等について議論。

● タイ

2023年6月、タイ及び日本に流通する製品の更なる安全性の向上を目的として、消費者保護局（OCPB）との間で製品安全に関する協力文書（MOC）を締結。

2023年9月、上記MOCに基づき、また2020年に既にMOCを締結していた工業標準局（TISI）も合わせて、両国の消費生活用製品の安全政策に関する情報交換及び意見交換を行うため、三者による第一回定期会合をオンラインで開催。

● 韓国

2023年11月、産業通商資源省（KATS）主催の第6回グローバル製品安全イノベーションフォーラムにオンラインで参加し、日本の製品安全政策についてプレゼンテーションを実施。また、他の参加国（韓、米、豪、ポーランド等）の政策動向を聴取。

● 台湾

2023年12月、日台製品安全協力覚書に基づき日台交流協会により開催された第7回定期会合に同席し、經濟部標準檢驗局（BSMI）との製品安全対話を実施。また、NITEがBSMIとの技術交流会議を開き、日台双方の事故情報について意見交換。

● 英国

2024年1月、製品安全基準局（OPSS）の担当官が来日した際、両国の製品安全に係る規制制度の概要、制度見直しの検討、製品事故の発生状況等について意見交換を実施。

● 米国

2024年2月、NITEの国際担当と連携し、NITEがCPSC（消費者製品安全委員会）へ訪問及びICPHSO（保健及び消費生活用製品の安全性に関する国際フォーラム）に参加した際、同国の製品安全政策や規制の執行状況等について情報収集。

海外の製品安全関係当局との政策対話（タイ・台湾）

【タイOCPBとの協力文書の締結、タイ当局との定期会合の開催】

- 2023年6月、METI産業保安グループとタイ首相府消費者保護局（OCPB）は、日本において製品安全に関する協力文書（MOC）を締結。
- 上記のMOCを受けて、同年9月、タイ工業省工業標準局（TISI）、首相府消費者保護局（OCPB）、METIの三者により、両国に流通する消費生活用製品の更なる安全性向上を目的として第一回定期会合をオンラインで開催。

【台湾との製品安全に係る定期会合（日台製品安全対話）】

- 2023年12月、「日台製品安全協力覚書」に基づき、日本台湾交流協会及び台湾日本関係協会による定期会合を東京で開催。日本側から、経済産業省製品安全課、(独)製品評価技術基盤機構、台湾側から台湾經濟部標準検験局（BSMI）等もオブザーバーとして参加。

タイ当局（OCPB）とのMOC署名式



タイTISI・OCPBとのオンライン会合

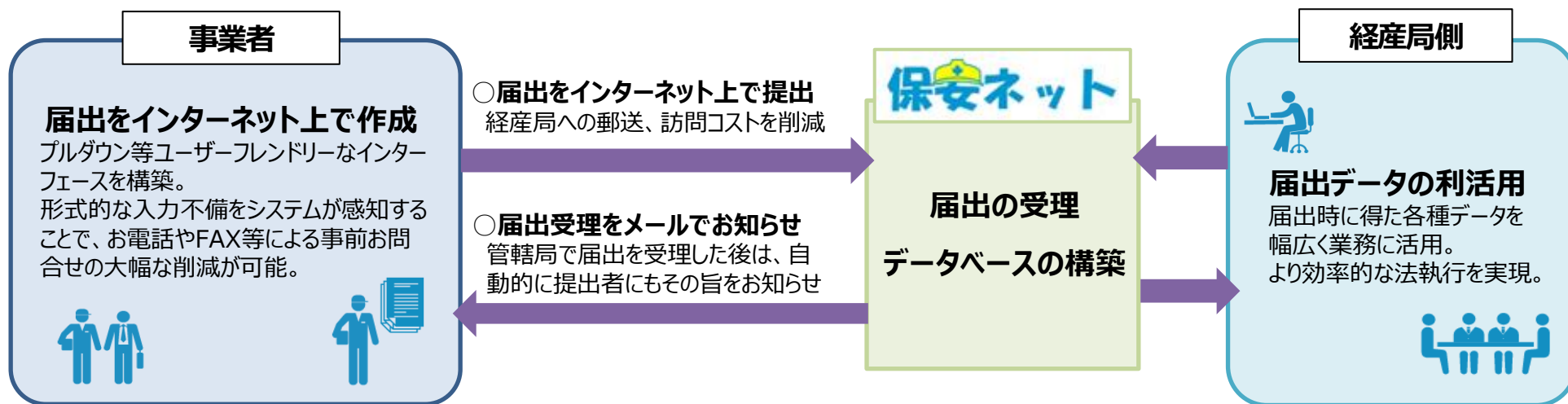


目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

産業保安・製品安全関連法令手続の電子申請システム（保安ネット）

- 産業保安・製品安全関連法令（電気、LPガス、都市ガス、火薬類、鉱山、製品安全）に基づく申請・届出等の件数は年間25万件以上（製品安全は1万件弱）。
- 電子申請システム『保安ネット』を2020年2月から製品安全関連法令で運用を開始。
- 事業者においては、届出書の作成や提出がインターネット上で行えるようになり、届出書の内容不備の確認や経済産業局への訪問、問合せに係るコストが軽減される。経済産業省においては、一元的に届出書の受理やデータの管理ができるようになり、形式的な業務が大幅に削減される。
- 規制に係る申請・届出等の電子化を加速していくことが求められており、保安ネットの更なる推進は重要。
- **製品安全分野の2024年2月の届出のオンライン化率（電子届出数／紙及び電子届出数；年度内累計）は59.3%（昨年同月51.3%）**。今後、更なるオンライン化率向上に取り組んでいく。



オンライン化率向上に向けて実施した取組

- 令和5年度は保安ネットによるオンライン化率向上に向け、電子申請促進のための次期保安ネットへの対応や各経済産業局との連携強化、個別事業者への働きかけ等を行った。

①次期保安ネットへの移行の対応

2025年末までに全ての行政手続をオンライン化する政府の方針を踏まえ、2024年4月以降に現行保安ネットから次期保安ネットへ移行により、利便性の向上を図りつつ、電子化対象手続を拡大を予定。製品安全分野についても各経済産業局とも連携し、移行に向けた作業を実施。

②各経済産業局との連携強化

- ・ 保安ネットの使用実態や各局が認識している保安ネットの問題点を把握し、効率的な保安ネットの改修等を実施するため、各地方局とオンラインによる打合せを実施
- ・ 各局の実態に応じて、更なるヒアリングや訪問による作業状況の確認などを実施
- ・ 各局からの情報を基に現状の問題点を把握、改修箇所の優先順位付けと改修を行うとともに、次年度以降の改善点を整理

③個別事業者への働きかけ

- ・ 事業者向けの説明会を開催し、保安ネットの利用を紹介
- ・ 紙の届出を行う事業者に対し、個別に直接アプローチを行い、保安ネットの利用を案内
- ・ 届出関係の電話問合せ対応時に保安ネットの利用をPR



令和6年度以降も、保安ネットの普及のための周知広報・必要な改修によるユーザビリティ向上等により、更なるオンライン化率の向上を目指す